

第百八十五回
国会

参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第十四号(その一)

平成二十五年十二月五日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

十二月五日

辞任

佐藤ゆかり君
大門実紀史君
藤巻 健史君

補欠選任

熊谷 大君
井上 哲士君
室井 邦彦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

中川 雅治君

佐藤 正久君

島尻安伊子君

西田 昌司君

芝 博一君

福山 哲郎君

石川 博崇君

石井 浩郎君

岩井 茂樹君

宇都 隆史君

江島 潔君

北村 経夫君

熊谷 大君

上月 良祐君

二之湯武史君

松山 政司君

三宅 伸吾君

大野 元裕君

神本美恵子君

白 眞勲君

藤田 幸久君

牧山ひろえ君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

国務大臣

外務大臣

防衛大臣

国務大臣
(内閣官房長官)

国務大臣
(国家公安委員会委員長)

国務大臣

副大臣

内閣府副大臣

政府特別補佐人

内閣法制局長官

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣情報調査室内閣審議官

鈴木 良之君

矢倉 克夫君

山本 香苗君

井上 義行君

和田 政宗君

井上 哲士君

仁比 聡平君

室井 邦彦君

福島みずほ君

中谷 元君

桜内 文城君

山田 宏君

大口 善徳君

島中 光成君

岸田 文雄君

小野寺五典君

菅 義偉君

古屋 圭司君

森 まさこ君

岡田 広君

小松 一郎君

五十嵐吉郎君

矢嶋 定則君

内閣官房内閣情報調査室内閣情報センタ―次長

内閣府大臣官房総括審議官

警察庁長官官房長

警察庁警備局長

外務大臣官房参事官

外務大臣官房参事官

防衛大臣官房参事官

防衛省防衛政策局長

防衛省運用企画局長

防衛省地方協力局長

河邊 有二君

幸田 徳之君

坂口 正芳君

高橋 清孝君

山崎 和之君

山田 滝雄君

吉田 正一君

徳地 秀士君

中島 明彦君

山内 正和君

本日の会議に付した案件

○派遣委員の報告

○特定秘密の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中川雅治君) ただいまから国家安全保障に関する特別委員会を開会いたします。(発言する者あり)

席に着いてください。

委員の異動について御報告いたします。

本日まで、平木大作君、猪口邦子君、小野次郎君、真山勇一君及び藤巻健史君が委員を辞任され、その補欠として山本香苗君、石井浩郎君、井上義行君、和田政宗君及び室井邦彦君が選任されました。

○委員長(中川雅治君) 特定秘密の保護に関する法律案を議題といたします。(発言する者あり)

昨四日、本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。佐藤正久君。(発言する者あり)

○佐藤正久君 委員派遣について御報告申し上げます。(発言する者あり)

昨四日、特定秘密の保護に関する法律案の審査のため、委員派遣を行い、さいたま市において地方公聴会を開催いたしました。

派遣委員は、中川委員長、島尻理事、西田理事、石川理事、北村委員……(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 静粛にお願いします。

○佐藤正久君 矢倉委員、大門委員、そして私、佐藤の計八名で、三名の公述人から意見を聴取した後、委員からの質疑が行われました。

まず、公述の要旨について報告をいたします。

最初に、前陸上自衛隊化学学校長の川上幸則公述人からは、化学兵器防護における秘密の重要性、諸外国との関係において秘密を保護する枠組みの必要性などについて意見が述べられました。

次に、株式会社ラック理事サイバーセキュリティ研究所所長の伊東寛公述人からは、サイバーセキュリティを確保する観点からの秘密保護制度の必要性、本制度の迅速な整備と国会及び裁判所のチェック機能などについて意見が述べられました。

最後に、埼玉弁護士会元副会長の山崎徹公述人からは、広範な特定秘密の指定による情報隠蔽と適性評価導入等による監視社会化の懸念、知る権利を奪い人権抑圧につながる危険性などについて意見が述べられました。

公述人の意見に対し、各委員より、日本をめぐる安全保障環境に関する認識、サイバー攻撃、サイバーテロの脅威の現状、特定秘密の運用基準及

1.

皆さんも同じなんじゃないでしょうか。どうですか、皆さん、ちょっと挙手をお願いしましょう
じゃありませんか。こんな委員会初めて見たとい

う方、ちよつと拳手してくださいよ。（発言する者あり）そんなものは、いや、いいじゃないですか、委員長の権限かどうか、私が発言権があるん

ですから言わないでいただきたいと思いますね。

それで、そもそも理事会では、野党側の議員が、発言しようとしても知らんぷり、それでいて、質問席に誰もいないのに、質問してください。これ

一体何ですか。こんな、こんなでたらしめな委員会
で、それで今日採決しようじゃないかみたいなこ
とが新聞に出ている。とんでもない話だというふ

うに思います。

それと、森大臣にお聞きしたいんですけども、先日、当委員会が英文の資料が届かないとい

う件、これ、藤田議員の件、御記憶にあるかと思
いますね。十二月二日の午前中でお答えするとお
約束されたわけですが、藤田議員に言わせ

ると、人は来たけれども全く答えられなかった。これ一体どういうことなのか。答え

ると言ったわけですから、人をよこすと言ったわけではないわけで、これ、本人が納得しなければ答えになりませんけれども。御答弁お願いしま

す。

○国務大臣(森まさこ君) 藤田委員の御指摘を受けて御説明に上^さがせたといいふうに承知をして

おります。（發言する者あり）
○白眞勲君 全然答えていないと言っていますね。もうそういうことですね。
それで、昨日、唐突に出てきたのが、総理が昨

日の答弁で言及した新しいチエック組織、これ一体何だかさっぱり分からないんですよ。急に、保全監視委員会、独立公文書監、それから情報保全

諮問会議、これ初耳なんです。これ何なんですか。（発言する者あり）今、答えている、答えていると言っけれども、議事録が出ていない

んですよ、まだ。今日の午後三時に出ると言っているわけ。こんなことで審議なんかできません。

んよ。

森大臣、全く分からないような質問をしなければならぬんです、私の気持ちもちよつと考えていただきたいと思います、これちよつと簡潔にお答えください。

○国務大臣(森まさこ君) これにつきましては、十八条及び附則九条、それぞれ別々の組織をつくるということとこれを答弁の中で御説明をしております。その具体的な内容はどのようなのか等の御質問もいただいております。これについて、米国の情報保全監督局、それから省庁間上訴委員会等を参考につくっていくということも申し上げてまいりました。それを受けて、昨日、総理から詳しい内容を御答弁を申し上げたというふうに承知をしております。

○白眞勲君 これ、修正案提出者の維新の桜内衆議院議員も、附則九条を実質的に骨抜きにするような政府答弁は非常に残念だと言っているんですよ。これ、附則九条との関係はどうなっているんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 十八条に基づいて設置をいたします有識者会議と、附則九条に基づいて設置をいたします独立した公正な立場の第三者機関は別のものでございます。

○白眞勲君 ですから、その関係はどうなっているんですか。

○国務大臣(森まさこ君) それぞれの関係というお尋ねでございますけれども、十八条については、有識者会議を設置をいたしまして、ここで特定秘密の指定の基準、それから運用状況等をしつかりと定めていき、さらにその内容を定期的に国民、それからまた国会にも報告をするというものでございます。

附則九条の場合は、この十八条の有識者会議とは全く別の組織でございます、指定そのものの適正性をしっかりと独立した立場で公正に検証し、監察をする機関でございます。

○白眞勲君 全然よく分からないんですよ、それね。もう一回……(発言する者あり) ちゃんと

条文がないから言っているんですよ。やじが飛ぶんだけど、条文がないものをただ言葉で説明するから困るんですよ。そういうものをちゃんと法律の中に審議しろということとを議員からのやじで言っているようなもので、これ。

ところで、次に、石破茂自民党幹事長の市民のデモをテロに例える発言をブログに記した件についてお聞きしたいと思います。

この発言、極めて問題のある発言ですけれども、特に官房長官が答弁されているように、法令の定める範囲内で行われるデモについては言論の自由があり、そしてそれをテロと同一視するというのはいただけないと私は思うんですよ。ですから、本人は一部撤回したと言っていますが、今まさに参議院でこの法案を審議している中、テロの定義についても議論が行われているわけですよ。与党の幹事長が自らテロの定義をされたようなものじゃありませんか、これじゃ。だから我々は問題視しているんですよ。

特に、石破幹事長は、これは法案提出者の中谷議員と同様、与党きつての防衛の専門家である。実際、防衛庁長官、防衛大臣、そして農水大臣まで石破幹事長は今までされてきたわけで、私も尊敬している政治家の一人であります。自衛隊の行事にも自ら進んでいらつしやる。当然、テロの脅威についても様々な観点から御見識がある方だと私は思っております。

まず、中谷議員、仲よしですよ。ですから、今の私の見解、つまり与党きつての防衛通であるということでもよろしゅうございませうか。

○衆議院議員(中谷元君) はい、そのとおりでございます。

○白眞勲君 官房長官、いかがでございますか。

○国務大臣(菅義偉君) 中谷議員が言われるんですから、そのとおりだと思います。

○白眞勲君 森大臣、いかがですか。

○国務大臣(森まさこ君) 石破幹事長につきましては、防衛の分野でこれまでも御経験を積まれてきたというふうに承知をしております。

○白眞勲君 そうなんですよ、防衛の分野で物すごい経験を積まれてきた素晴らしい政治家なんですよ。その方がこういう発言をしたということだから、我々は問題視をしているということなんですよ。

そのように、この与党内で極めて見識のある方が、我々はどう言っているから問題にしているんですけれども、その中で、これ、特にこのテロの定義というものを議論しているわけですよ、我々は。また、参考人からもテロの定義についての疑問の声が上がっているという中で、また、あのマスコミは、法案の中身に関係がないのに足を引っ張ると我々を批判しているんですよ。

でも、この際だから、私、どうしても聞きたいことがあるんですよ、石破幹事長は過去にこうちよつと発言されているんですけど、二〇〇六年に発刊された本で「軍事を知らずして平和を語るな」という本があるんですけど、そこでこうおっしゃっているんですよ。国家という存在は、国の独立や社会の秩序を守るために暴力装置を合法的に独占所有しています、それが国家の一つの定義だろうと、暴力装置というのはすなわち軍隊と警察です、日本では自衛隊と警察、それに海上保安庁も含まれています、こう発言されているんですよ。

これ、仙谷官房長官に対して森大臣は、これは参議院の問責決議案の中でこうおっしゃっているんですよ。仙谷発言の件について、「極め付けは、自衛隊を暴力装置と発言したことです。学生時代、社会主義学生運動組織で活動していた仙谷長官にとっては日常用語なのではしうが、平和憲法に基づき国家の根幹である国防を担い、国際貢献や災害救助に汗をかく自衛隊を暴力装置と侮辱したことは許されることではありません。自衛隊を暴力装置と発言し、海上保安官を守らない、こういうことをおっしゃっているんですよ、あなた。じゃ、石破発言については、どういうあなた御見解を持っていられませんか、どういふか。○国務大臣(森まさこ君) 与党の幹部の御発言に

ついて政府からコメントすることはございません。

なお、本法案のテロリズムの定義は、「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で」というふうに記載をしておりますので、これらの目的で「人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」をいいますので、一般の皆様がデモ活動についてはテロリズムに該当するわけではございません。

○白眞勲君 私が聞いているのは、石破先生も暴力装置であると言っているんですよ。それに対してあなたは、これ仙谷長官に対してはこうおっしゃっていたんですよ。これに対してあなたは今どういう御見解をお持ちですかということをお聞きしているんですよ。全然違うことを、はぐらかさな

いでいたいただきたい。○国務大臣(森まさこ君) 当時、私が民主党の仙谷由人元官房長官に対してそのような発言をしたことは事実であります。

○白眞勲君 だから、それで、石破発言も同じことを言っていたわけですよ、石破先生も。それに對してどういふふうに考えているのかということをお聞きしているんですよ。お答えください。

○国務大臣(森まさこ君) 私は、当時の民主党の仙谷由人元官房長官が自衛隊を暴力装置というふうに発言をしたことについて、私がそのような発言をしたということは事実でございます、石破幹事長の発言については承知しております。

○白眞勲君 あのね、それって逃げていますよ、答弁。ソ連の核兵器は良い核兵器、アメリカの核兵器は悪い核兵器と昔言った人たちは左翼集団だと言った人がいたんですよ。同じことなんですよ。自民党の発言はいい発言、民主党の発言はけしからぬ、そういうことじゃないの。こういうのを機会主義者というふうに言う人もいるわけなんですけれども。

では、森大臣、私はもう一つ疑問なことがあるんですよ、全然違う話です。

私、これちよつと疑問なのは、とすると、今までは特定秘密に入らなかったものも要件が当てはまれば入るといふ可能性なんですか。

○国務大臣(森まさこ君) それは全く違います。本法案はまだ施行されておりませんので、現在特定秘密に入っているとか入っていないということはありません。そして、特定秘密保護法案が成立した後は別表に該当するものが対応、該当していきわけていくと思います。

食品にテロが毒物等を混入するという事態が起つてそのような情報が来たときには、これはもうもちろん国民のためにテロリズムの情報を、これが公表した場合にテロリストに知られてしまつて国民を守れないというような場合には特定秘密に指定されます。これは別表に書いてあるものに該当するわけでございます。書いてないものに拡大するとか、書いていないものに新たに当てはめるということではございません。

○白眞勲君　だから、そこなんです。つまり、別表に入っていれば、食品の安全であつても入る可能性があるということでしょうございますよね。

○国務大臣(森まさこ君) テロリズムに該当する
ことでございますので、それはもちろん、国民のた
生命と国家の存立のために、テロリズムの危険か
ら国家の安全保障上特に秘匿する必要性がある
というこの条文に該当する場合は入ることもある
ということでございます。

○白眞勲君 そうすると、私、疑問なのは、原
子発電所なんですね。

これ、今までの答弁で、原発の中の地図は特定秘密ではないけれども、テロに対しての例えば警

察官の警備状況などは秘密になり得るとされて
いるわけですよ。ところが、原発に対してテロ攻
撃のおそれがあるというふうに、いわゆる別表に
そういう記載がされるものに該当する場合には、
今まで入っていなかった原発の情報も入るとい
うことでよろしゅうございます。

○国務大臣(森まさこ君) いえ、今まで入って
なかつた情報が入るのではなくて、新たにテロリ
ズムに対する警備の情報、これを、該当する場合
には入るといふことです。

私がこれまで繰り返し御答弁をしてきたのは、原発の事故に関する情報は入りませんと言ってきました。ただ、この特定秘密というのは行政機関がこれは指定をいたします。ですので、行政機関の長が指定をし、警察機関で、失礼いたしました、テロの警備のために必要な情報、例えばテロの警備のためにどういう配置をするのか、そういう情報、これをテロに知られてしまったら警備できませんので、そういうものは、これは原発をテロリストの攻撃から守るための情報ということで特定秘密に入る可能性があるということを申し上げております。

○白眞勲君　ですから、そこなんです。つまり、テロリズムの情報があるといえ入る可能性があると、いうことを私、何度も聞いているんですね。そういうことでよろしいですね。もう一度確認します。もう一度確認します。お願いします。

○国務大臣(森まさこ君)　テロリストに狙われているという情報があれば、今まで入っていないかっ

た情報も入るのかという御質問でございますが、そうではございません。テロリストが来るという情報、それが特定秘密になったり、テロリストが来るということで新たにテロリストのための警備の警備計画を作ったと、その新たに行政機関が作った警備計画が、ここここに警察官を配置しますと、そういうものが特定秘密に指定されるということ、今まであつた情報が突然特定秘密に、今までなつていなかったものになるということではございません。

○白眞勲君 私、分からないのは、食品だって今までであつたものが、テロリストが入つた途端なるような形になるわけなのに、今度、原発の場合には。

もう一つ、森大臣、私、認識がちよつとこれ甘いんじゃないかなと思うところがあるんですよ。それは、中谷さんなんかよく分かると思うんですけど、警察官だけで原発は守れるものではないかと思つてゐるんです。これ、聯合ニュース、これは産経ニュースか、北が対日原発自爆テロを企画、こういうことも記事も出ている

わけですよ。それから、北朝鮮、日本には原発がある、そういうふうにも書いてあるわけですよ。つまり、こういう中長距離攻撃を重視する現代戦で日本の全領土が我々の報復攻撃対象になることは避けられないと言っているわけですね。つまり、警察官では警備し切れない部分がある。私だったら、やっぱりここは機密にして、それは対象を見せなくするようにしていかなければいけないと私は思うんですよ。

ですから、そういう面で、そういう情報があったら、それは隠すのは当たり前だと私は思うんですけれども、そうじゃないと言ったつたらそうじゃないでいいですよ。そこをちよつともう一度確認させていただきます。

○国務大臣(森まさこ君) 警察が持っている以外のものについては、別途、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律というのがございまして、原子力事業者等、つまり例えば東京電力が特定核燃料物質の防護に関する秘密については厳格な管理を行うことになっているわけでございます。

特定秘密については、民間の例えば東京電力が持っているものも全て特定秘密にすること、ということではございません。その行政機関が原発に対するテロの警備等の本当に特に秘匿しなければならぬもののだけを特定秘密にすることでございます。

○白眞勲 君　ですから、テロ情報が入ったときにはそれは広がるということじゃありませんか。

それで、私はここでまた別に、防衛大臣にせっかく来ていただいているから、ちよつとこれ時間がないのだけれども、これ、どうしても私聞きたいたいことがあつて、最新鋭の潜水艦で「そうりゅう」型というのがあると思うんですけれども、その防衛秘密、一体今何件あるんでしょうか。これの防衛通告していますよ、ちゃんと。（発言する者あり）いや、質問通告しているよ。

○国務大臣(小野寺五典君) 「そうりゆう」型という具体的な装備に關してのお問合せですので、それはお答えはできません。

○白眞勲君 いや、別に中身聞いているわけじゃないや、別に中身聞いてるわけじゃないや。件数だけなんですか。件数だけでもお答えできないというのはおかしんじゃないんですか。件数だけで教えてください。件数だけで結構です。

○國務大臣(小野寺五典君) 防衛秘密全体がどのくらいかということは私どもは公表させていただいておりますが、個々の装備にどれだけの防衛秘密があるかということを一つ一つ明らかにするということは、これは私どもは装備の問題の關係もございまして、公表はさせていただいております。

○白眞勲君　あのね、そこがポイントなんですよ。防衛秘密が何件かといったら、私は数が少な過ぎると思っているんです。つまり、そういう潜水艦一個丸ごと一つの秘密にしてみよう、そういうことだつてあるんじゃないでしょうか。「そうりゅう」型潜水艦が防衛秘密として一件だということではないですね。そこだけ、じゃ確認しましょう。

○國務大臣（小野寺五典君）　御指摘のように、防衛秘密に設定する場合には厳格な基準がございます。今委員が御指摘ありました、例えば潜水艦丸々一つが全て防衛秘密かという、そういうことではございません。あくまでも、その中で私どもとして必要なものについての限定的なものとなっておりまます。

○白眞勲君 お手元に配付されている資料をお持ち

ちいただけるかと思うんですけども、いわゆる、今度は適性評価についてお聞きしたいんですね。時間も限られちゃっているんでちよつとしよりますけど、今日は傍聴人の方もいらっしやっているから、私パネル作っただけです。(資料提示) 要は、特定秘密の評価対象者と関連する家族などの調査範囲、これだけの、つまり本人以外にこれだけの方々、配偶者と、これは子供は一応二人ということで仮定しましたけれども、これだけの数の方々が特定秘密のこの、何というんですか、対象者というのか、の調査範囲になるわけですね。

森大臣は今まで、この御本人、本人以外は四つの項目について調べるということで、それ以外は調べませんということでありましたね。それは氏名、生年月日、そして国籍と住所ということなんですけれども、これ、どうやって、不適合、不適合な場合もあるわけですね。この四項目で不適合ということあるんでしょう。総合的に評価するということを書いてあるんですけども、その四項目を調査したら不適合になることというのはあるんでしょうか。そして、あった場合に、その本人に対しては、この家族の人がいるから不適合なんですというふうに理由を言うんでしょうか。それとも、その辺りについて何も言わないで不適合ですというふうに言うんでしょうか。その辺、お答えください。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。家族についての調査項目については、先ほど先生御指摘のように四項目のみでございまして、この四項目に基づきまして、調査対象者につきまして七項目について調査をした上で、適性評価がふさわしいかどうか判断されますので、この家族の四項目のみで判断されるものではございませ

また、適性評価の結果につきましては、結果が本人に通知されますが、必要に応じまして理由も通知されますが、ただ、理由の具体的な中身については個別具体的に判断されることになろうかと

思います。

○白眞勲君 この四項目というの、私、不思議でしようがないんですね。四項目のうちの名前と生年月日というのは、これみんな持っているんですよ。その場合に、じゃ、名前と生年月日でこの人怪しいということは言えないでしょう、それは。白眞勲と、自分の名前にクン付けているから変だとかね。姓名判断するわけじゃないでしょう。だから、そういう部分で言えば、当然これは住所が国籍になっちゃうんですよ、そういうことになるんですね。そうすると、その辺り、どういうふうに特定するんですか。それ、ちよつとまず聞きましょうか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。家族の四項目の調査の目的は、あくまでも調査対象者本人について特定有害活動との関係について調査するための端緒を得る情報として得るものでございまして、それ自体で本人について適性かどうかということ判断するものではございませ

○白眞勲君 これ変ですね、端緒を得るって変ですね。つまり、そうすると、これみんな日本人の場合もあるわけですよ、今の御家族のその関係者がね。そうすると、住所だけになっちゃうんですよ、判断するのが。そうでしょう。住所だけで判断するって、これ、おかしくないですか。住所だけで判断するということは大変なことですよ、これ。憲法第十四条に違反しませんか。この辺どうなんですか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。氏名、生年月日、国籍、住所の四項目を家族について調査した上で、その情報を端緒にしまして本人について適性を評価していくものでござい

○白眞勲君 あのね、どうやってそれを端緒にしてその評価できるんですか。ここにこの人住んでいますよとあって、それで本人がどうやって評価できるんですか。私、そのやり方分かりません。どうやって評価できま

その辺ちよつとよく分からないんですけども。

これ、まさかほかの、何というんです、省庁に連絡するとかして聞くということはあるんでしょうか。その辺ちよつとどうなんですか、お聞かせください。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

十二条に基づきます関係の公私の団体に対する照会、あくまでも調査対象者本人についてのみの照会するものでございます。

○白眞勲君 いや、だから、私が聞いているのは、だつて考えられないわけですよ、住所だけしかない人いっぱいいますよ、それ。だつたら聞かなくなつていいじゃないですか。逆に言えば、本人に対して、あなたの御家族の中に、まあ外国の人に対してはいろいろなことを書きましたよ、だから外国の人について、いますかと聞けばいい話じゃないですか。住所まで聞く必要性がどこにあるのかということなんです

もう一回お答えください。これ、ほかの部署、そういうところのこの四つのデータを聞くということ、これ、連携するって書いてあるんですよ、たしか二十条だつたかな、他省庁と。この辺はどうなんですか。これ、ちゃんと答えてください、ここ。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

例えば、国籍が日本でありまして住所が外国にある場合の方もおりますので、住所も人事事項として重要な情報と考えております。

○白眞勲君 いや、だから質問に答えていないですよ。ほかの省庁に聞くのかどうか聞いているんですよ。ほかの省庁に聞くんですか、聞かないんですか、どちらなんです

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

家族の調査項目については照会を行います。

○白眞勲君 どこへですか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

公私の団体に照会いたします。

○白眞勲君 いやいや、ちよつとそう早口で、私は早口なんだけど、ゆつくりしゃべってください

いよ。

他省庁とか、それから信用調査機関とかそういったところに調査をするんですか。ゆつくりちよつと答えてくださいよ、そこ。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

家族につきましては、今御指摘の他省庁であるとか信用調査機関に照会いたしません。

○白眞勲君 そうしますと、やっぱり分からないですね。今言ったほかの外国の住所があるんだと。じゃ、その人に、だから、要するに外国と関連のない、日本にずっと住んでいる人いっぱいいますよ、そういう人は別に調査対象としてそんなの間なくなつて私はいいと思いますよ。

それともう一つ、外国の人が、外国籍がそこにあつた場合に、それで外国籍だからねられるという可能性はあるわけですよ。でも、そこで、だからといったって、ここですつとまじやかに暮らしている外国の方いっぱいいらっしゃるわけなんです。そういう方と、どうその辺を判断するんですか。それ大変な問題なんです、これも人権問題として。そこはきちつと私は押さえていきたいと思うんです。そこ、ちよつとお話しいただけませんか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。家族の調査項目については、国籍も含めまして、その情報で本人が適性があるかないかを判断するものではなくて、あくまでも本人の調査の端緒として情報として得るものでございます。

○白眞勲君 いや、その端緒って何ですか。端緒、端緒って言うんですけど、この端緒って何ですか。四項目しかないんです。それを基本として、それだけで調査するんだつたら端緒っていう言葉使わないですよ。そこをちよつとお話聞かせてくれませんか。そこ本当に重要なんで、お話をさせてください。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

本人につきましては法定の七項目について調査いたしますが、その調査内容についても、どの程度掘り下げるかに

参考にするというものでございます。

○白眞勲君 もう一つだけどうしても聞きたいこと、時間が来ましたので一つだけ私聞きたいんですが、これ森大臣に聞きたいんですけども、要は、何かこれ契約業者さんですね、そうやって調べられた契約業者さんがいますよね。その方が、今アルバイトとかそれから派遣でスタッフさんとして一緒に働いてる方いっぱいいるわけですね。その代わり、その方は評価されてない場合があるわけですね。そうした場合に、たまたまそれを知り得た情報があつて、その知り得た情報がこのかの拍子に漏れてしまつて新聞記事になつた場合に、それは捜査の対象となるわけですね。場合によつては罪になるわけですね。漏れちゃつたというところから捜査の対象の罪になりますよね。

その捜査の対象の罪になつたときに、そのいわゆるアルバイトさんたちに話を聞くということは罪にはなりませんよね、これはね、別に。その辺はどうなんですか。ちよつと何か、うなずきもしないし、黙つちやつたんだけれども、その辺だけ、そこまですつと聞かせてください。じゃ、ちよつと確認しましょう。

○国務大臣(森まさこ君) 民間業者の中に秘密取扱者がいた場合に、その秘密取扱者と一緒に仕事をしているアルバイトの方が秘密取扱者でなかつた場合の御質問だというふうに承知をいたしますけれども、秘密取扱者でない者の漏えいは本法では処罰をされませんので、その秘密取扱者でない者にお話を聞いたとしても、これは捜査の対象にはなりません。

○白眞勲君 ただ、その捜査の対象となり得ないというのがちよつと私は分らないんですね。当然、警察としては、これ警察かどうかは知らない、捜査機関は聞きますよ。あなたは別に逮捕されませんよ、あるいは、あなたは別に罪にはなりません、しかし協力してくださいとして、あなたの携帯電話番号とかそういった交友関係についてお聞きをするということがありますよね。それ

はお聞きしてよろしいですね。

○国務大臣(森まさこ君) 今お答えをしたとおり、秘密取扱者に対して、それが特定秘密だということを認識して取得行為をする場合にのみ処罰の対象になりますので、それ以外の場合には対象にはなりません。

○白眞勲君 いや、だから、処罰の対象じゃなくて、私が聞いているのは、捜査する対象としてそういう人たちが話を聞いたりすることがあり得ますねというのを聞いていますので、最後にイエスカノーかだけお答えください。

○国務大臣(森まさこ君) 捜査の一環ということでございますけれども、例えば被疑者としてお話を聞くということはないというふうに思います。

○白眞勲君 だから、被疑者としてはないけど、あり得るんですね。被疑者じゃなければあり得るということですよ。ちゃんと答えてくださいよ。そこまですつと聞いていいですから、ちゃんと答えてください。

○国務大臣(森まさこ君) 個別の捜査の方法については私お答えすることはできませんけれども、それは、捜査というのは強制捜査という意味であれば、強制捜査はないというふうに思います。

○白眞勲君 いや、もう、ちよつと、やつぱりそこでごまかしちゃいけないんですよ。やつぱりあり得ますよということも言つてもいいんですよ、こういう法案についてはね。そういうことをやつぱり聞かないと、要は、今日はインターネットの方でもいらつしやいますから言いますけれども、秘密に本人は当たつていないとしても、アルバイトとか何かでたまたま知り得た情報が自分のところにあつたとするだけでも、もしかしたら、誰かから、あなたの交友関係を知らせてくれませんかとかいうような嫌な思いをすることがあり得るということを私は言っているということを最後に申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

○神本美恵子君 民主党 新緑風会の神本美恵子

でございます。

先週の木曜日から今日で五日目のこの委員会審議になりますけれども、この五日間、毎回毎回、ここに、委員会室に二、三分前に入ろうと思つて来ると、理事会室で理事会が長引いていることもありまして。今日は二、三分前に来ましたけれども、理事会室が空なので、あつ、順調に始まるのかなと思ひましたら、やはり理事会がきちつと行われないで、この有様で、白委員の質問時間が削られております。

私は昨日の本会議でも申し上げましたけれども、これまでも私どもの質問者の質問権である約束された時間が委員長の一方面的な委員会運営のために削られてしまつていて、奪われている、その復元をちゃんとやつていただくのかどうか、まず委員長に御質問したいと思ひます。

○委員長(中川雅治君) 質問をお願いします。

○神本美恵子君 まず答えてください。

○委員長(中川雅治君) 法案の質問をお願いいたします。(発言する者あり)

○神本美恵子君 筆頭間で話をして協議が調わなければ開かないということですか。

○委員長(中川雅治君) 筆頭間で協議を、筆頭間で協議をお願いいたします。

○神本美恵子君 先ほど委員長は後刻理事会で協議しますというふうにおっしゃつたので、その開くかどうかというのを今お聞きしているんですね。開くんですね。

も変わつてきますので、答えてください。

○委員長(中川雅治君) 筆頭理事の間で協議をお願いいたします。(発言する者あり)

○神本美恵子君 今日はたくさん傍聴の方もおいでいただいております。この参議院のこの委員会が中川委員長のこの横暴な進め方によつて、参議院が始まつて以来とは申しませんが、私は、十二年間、参議院議員としてこの立法院におりましたが、こんな常軌を逸した委員会の在り方は初めての経験であります。

限られた時間ですので、私はたくさんお聞きしたいことがございます。まず、今日、官房長官にもおいでいただいておりますけれども、なぜそんなに急いで、官房長官、何でもそんなに急いで、衆議院では強行採決をされました、そして参議院では五日間今審議をしておりますけれども、この法案を強引に成立させようとしていらつしやるように見えますけれども、その理由は何でしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 採決等の国会の運営に関する事柄については、ここはやはり政府としてお答えする立場にはこれはないということですが、国会の皆さんに委ねるということでもあります。

私たちは、決められた審議の中で政府の考え方を丁寧に説明をし、御理解をいただくように努めてきているというふうなことを考えております。

特に、この我が国を取り巻く安全保障が非常に厳しい中であつて、この情報漏えいに関する脅威が高まつている状況や、外国との情報共有は情報各国において保全をされることを前提にこれ行われているわけでありまして、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿とすることが必要なものについては、その漏えい防止について適確に保護する体制をやはり確立することが大事だというふうな考えております。政府としては、本法案の速やかな成立に向けて努めてまいりたいと考えています。

○神本美恵子君 どの法案においても速やかに慎重に御審議くださいというものが、いつも政府側は閣法を出されるときはそう、それは承知しており

ます。しかし、この特定秘密保護法案というのは、本当に国民の皆さんが注目をし、審議の日がたつにつれ、各界各層から、なぜこの法律が必要なのかと、国民の知る権利が制限されるのではないかと、取材、報道の自由が奪われるのではないかと、審議が進めば進むほどこの声が高まっておりまゝす。そのことは官房長官もお聞き及びのことと思ひますけれども、この審議の中で森担当大臣の答弁は、そういう懸念には当たりません、議事録をお読みいただければ分かります、全く理解していただけないのが残念です。とても答弁とは思ひない。

本当に、およそ国民の懸念や……（発言する者あり）静かに聞いてくれませんか。国民の懸念や不安を払拭して本当に理解をしてもらおうと、そしてこの法案の必要性を分かち合つて成立をさせようという、そういう態度にはおよそ欠ける森担当大臣の答弁の仕方に、私はこの間、参議院での五日間と衆議院での議事録も読みました。ずっとその繰り返しです。何個あつたかまで数える時間はありませんでしたけれども、本当にこういう答弁の仕方では審議が尽くされたとは思ひません。

それで、官房長官に再度お聞きしますけれども、国民の皆さんの懸念や不安は、今や、私のところにも山と積まれたファクスやメールを読みますと、もう疑念に変わつてきている。本当の狙いは何だろうか、なぜこんなに成立を急ぐのかというその疑念に変わつてきているというふうに私は感じていますけれども、官房長官自身、この国民世論の変化というのを感じていらつしやるのか、あるいは今のこの国民世論の状況をどのようにとらえていらつしやるか、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣（菅義偉君） まさに、この本当の狙いについては、これまで国会の審議の中で森大臣が繰り返し答弁をしておられますように、本法案は我が国の安全保障に関し、特に秘匿を要する情報の保護について必要な事項を定め、その漏えいの防止を図つて我が国及び国民の安全、安心を確保

する目的であります。さらに、本法案に国民の皆さんから様々な御意見、御懸念あるということも承知をしています。これまでも丁寧に説明をしてきたところでありますけれども、今後とも様々な場面において説明を尽くし、また、本案成立をさせていただいた後にも、本法案が適正に運用されるように万全の準備を図つていき、国民の皆さんの理解をいただくように努力をしてまいりたいと思ひます。

○神本美恵子君 これまでと同じ、本案に対する、本案の必要性についての御説明でしたけれども、それでは、本当にそれが目的なのかという疑念を国民の皆さんが抱き始めているということをお聞きしたんです。

それで、先日、私、新聞記事で、むのたけじさんという九十八歳になられるジャーナリストのインタビュー記事を読みました。これはもちろん通告はしておりますけれども、むのたけじさんについて、官房長官、御存じですか。

○国務大臣（菅義偉君） 承知をしております。○神本美恵子君 この、むのたけじさんという方は、戦争中は従軍記者をして、一九四五年、敗戦とともに自らの戦争責任を背負つて大新聞社を辞職された方です。

私は、若いころ、この方が書かれた「詞集」という本を読んだりして大変感銘を受けた方なんですけれども、その方が十一月二十八日の新聞の朝刊に、インタビュー記事が、その方の、戦つておりました。この戦前、戦中、戦後を生きてこられた方は、もう今本当に数少なくなつております。その中の一人であるむのたけじさんが、このインタビューの中でこうおっしゃつております。

現在の社会の空気はかつての戦争突入時に似ている。これは単なる予見ではなくて、御自身が戦前、戦中、そして戦後を生きてきて、その時代のジャーナリストとして生きてきた経験の中からの肌感覚の言葉だと私は受け止めました。戦前の治安維持法、国家総動員法、国防保安法、言論、出版、集会、結社等臨時取締法、こういった法制に

よつて国民統制が強まつていく中を生きてこられた経験から、法律ができただけで国民を脅せる、これが今回の特定秘密保護法とそっくりなんだというふうな、これはむのたけじさんがおっしゃつておられることでもあります。新聞や出版などの統制が強まつたが、実際の検閲が始まる前にもジャーナリズム自らが二重、三重に自己規制、二重、三重に検閲をして自己規制を掛けていくというようなことをおっしゃつております。

先日、この委員会でも、ジャーナリスト出身の真山議員からもメディアの萎縮を懸念する質疑がありました。取材、報道の自由、言論、表現の自由を制限して国民を情報から遮断する、そのことによつて国民統制が強められていくという、そういう我が国の、これは紛れもない我が国の戦前の歴史、経験に基づいた指摘ですけれども、これについてはどう受け止められますか。

○国務大臣（菅義偉君） 我が国は、戦後六十八年一貫して、まさに平和と自由と民主主義の社会を築いてまいりました。今回の法案についても、先ほど来私申し上げておりますように、我が国の安全保障に関し、秘匿を要する情報の保護について必要な事項を定め、その漏えいの防止を図つて、我が国の国民の安全、安心に資する、そのことを目的としている法案であります。

さらに、本法案は、特定秘密の恣意的な指定が行われないようにこれは重層的な仕組みが設けられており、これからの運用というものもしつかりと行つていきたいというふうに考えます。

○神本美恵子君 これは国民の安全を確保するためというふうに必ず、総理もこの前その言葉を繰り返していらつしやいましたけれども、この戦前、私がむのたけじさんの経験を引用しましたのは、私たちは、こういう歴史をこの国は持つているということを踏まえた上で、今国民の懸念が疑念に変わりつつあるという、そのことを払拭しない限り、私は国民の皆さんが納得してこれを賛成するというふうにはなかなかないと思ひます。

しかも、これは国内だけではなくて、国民だけではなくて、海外からもこれが警鐘として鳴らされていることを御紹介したいと思ひます。

十一月二十日に国際ペンクラブというところの会長が反対声明を出しております。その声明の中では、国にとつて差し迫つて必要でも、公益を守るためのものでもない、政治家と官僚が、過剰な秘密保全の考えに隠れて、ただ市民の情報と言論の自由を弱体化させ、自らに権力を集中させようとしておられるというふうな述べられております。

この政治家と官僚というところを軍人と官僚に置き換えれば、まさに過剰な……（発言する者あり）戦前がそうだったから置き換えてみました、過剰な秘密保全の考えに隠れて自らに権力を集中していたのが戦前の日本であり、国民を情報から完全に遮断し、戦争へと突き進んでいったのが我が国の戦前、戦中、そして敗戦の歴史だと思ひます。（発言する者あり）

与党席から、こじつけどとか、それは飛躍し過ぎというふうにおっしゃつておりますが、私は今六十五歳です。私の両親や祖父母、またその両親たちは戦前を経験しております。私の母親は戦前から教員をしておりました。そして、教員たちにお国のために役に立てという教育をしてきて、戦後、あの戦争がこんな結果になろうとは、こんな無謀な戦争になるとは知らなかったというふうな大変悔いておりました。私は母を何度も責めたことがあります。

そういう経験を持った私は、今の、むのたけじさんやこの国際ペンクラブが言っていることがこじつけどや飛躍とはとても思ひません。心から思ひません。そういう方たちが今疑念を持つておるんです、今の政府に対して。戦争への道を突き進むためのこれは一歩になるんではないかという、そういう懸念を持つていらつしやるから、私は、官房長官、中谷議員もそこにいらつしやいますけれども、同じような恐らく世代だと思ひますが、こういうとらえ方について、本当に飛躍したこじつけどと思われまゝす。

○国務大臣(菅義偉君) 私も委員と全く同世代でありますし、私の母も教員でした。そういう中で、私たちは戦後六十八年間、私たちの日本という国は、まさに世界でも類のない平和と安定、そして自由民主主義の社会をみんなで築き上げてきたんではないでしょうか。

今回のこの法案も、秘密の保護と知る権利への配慮のバランスを考慮したものであって、例えば、国民の知る権利に資する報道又は取材の自由に十分配慮しなければならぬことだとか、あるいは通常の取材行為は正当業務行為である、そうした旨を明記するなど、そうした措置をしっかりと行っているというふうに考えておりますので、今委員の御指摘は当たらないと私は考えます。

○神本美恵子君 先ほどから申し上げているような、戦前の歴史を踏まえて戦後平和と民主主義の国をつくらうと決意して日本国憲法が作られたことは言うまでもないことです。

その憲法に基づいてこれまで歩んできた我が国の歴史が、今この法案によって、あるいは国家安全保障会議というものが設置されて、そこでの議事録も取られない、その後どういうふうに保管されるかも明らかにされない、公開もあるかどうか分からないという中で、この秘密保護法案が提出をされている。そのことを結び付けたときに、本当に日本国憲法に基づいた平和と民主主義の道をこれからもこの国が歩むのかということへの疑念を私は申し上げているんです。

そうなりますと、官房長官は答えになりましてけれども、私は、この疑念が消えないもう一つの理由を申し上げます。

お手元に、今日資料をお配りしております、大変古い資料なんですけれども、これは、我が国がポツダム宣言を受諾するということを決めた後に日本政府と軍部が行ったことです。戦争責任の追及を恐れて、こういった公文書など行政軍事資料を燃やして歴史を隠蔽しようとしたことです。

政府は、一九四五年八月十四日、当時の政府ですが、国や自治体の機密文書の破棄を閣議決定し

ております。その四日後の八月十八日、国や自治体の機密文書の廃棄を命じた通達を政府は出してあります。その通達には、各種機密書類、統計印刷物などの棄却を命じたもので、それだけでなく、その通達そのものまで棄却しろということを経命じています。この通達に基づいて、軍閥、軍閥係、町村役場、学校、地域で数日をかけて重要書類を焼却廃棄したのです。

今回、八月十四日の閣議決定及びその通達を確認するために、内閣府と国立公文書館と私の事務所は何度もやり取りをしました。その結果、敗戦前の閣議決定については何一つ記録が残っていない、通達についても実物はないということが明らかになりました。責任逃れのため閣議決定の中身さえも消し去ってしまふ、こうしたことを行う国家を近代国家と言えるのでしょうか。

お手元に配付したのは、一ページ目がその機密文書の廃棄を命じた通達であります。二ページ目は、八月二十一日に戦争ポスターの焼却を命じた通達であります。ちょっとこのままでは非常に読みづらいので、三枚目に打ち直したものを付けておきますけれども、一枚目の文は、各種機密書類、物動関係書類、その他、国力判定の基となるごとき数字ある文書並びにこれらの台帳は焼却せよということ。しかも、これは中等学校や国民学校にもこのことを伝えて、全部焼却をするようにという通達であります。

ポスターの件はその横に書いてあるものであります。これは、いずれも長野県の東筑摩郡今井村というところの「昭和二十年 庶務関係書類綴」に入っていたもので、もしこのような現物が、これはたまたまそこに残っていたと、村ですから、残っていたと。これがなければ、全てこういう閣議決定で証拠隠滅のための焼却がなされたということが何も残っていない、証拠がないということになると思います。

この敗戦直前の証拠隠滅の通達のことを官房長官、御存じでしたか。
○国務大臣(菅義偉君) あの戦争状況のときはい

ろんなことがあったということは承知をしています。

○神本美恵子君 いろんなことの一つにこういう当時の政府が行ってきた、あるいは戦争遂行のために行ってきた政策を消すための証拠隠滅の焼却が行われたということについては御存じでしたか。

○国務大臣(菅義偉君) 戦争当時はいろんなことが行われたということは承知をしています。

○神本美恵子君 こういったことを行なったという歴史を踏まえて、今この特定秘密保護法案の中で、文書が秘密にされたものがどのように解除されるのか、あるいは解除されないのか、いつまで秘密指定のままで、三十年も六十年もたつた後もそれが公文書館にきちっと保管されるのか、あるいは廃棄されるのかということが随分この委員会でも議論になってきました。

私は、こういう歴史を踏まえたときに、こういう疑念にはきちっと答えられるように、二度と同じことを繰り返さないようにするために明確にすべきだと思いますが、もう一度伺います。我が国がこういふことを行なったことに対する官房長官自身の御所見をお願いします。

○国務大臣(菅義偉君) そうした反省の上に立つて今日の日本というのはあるというふうに思っています。また、今回のこの特定秘密に記録された文書については、他の行政文書と同様に、情報公開法が適用されるとともに、公文書管理法に基づいて適正に管理されていくと、このように考えています。

○神本美恵子君 歴史的な文書として、政府が行ってきたことを隠滅することなく適正に管理され、後の歴史の検証に堪えられるようにするのかどうかということが今この法案の焦点の一つになっていることは、もうこれまで繰り返し審議されてきたことであると思います。それについての疑念が戦前のようなことになるのではないかと、いうところまで広がっているということを私は官房長官に改めてここで申し上げておきたいと思

います。

次に、細かいことに行きますが、この特定秘密保護法十二条第一項によれば、行政機関の長が特定秘密を取り扱う民間企業の労働者に対しても適性評価を実施することになっております。これは民間で働く労働者の方からの、是非これは聞いてほしいということでお伺いしたいんですけれども、森大臣、この評価結果の可否にかかわらず、得られた個人情報、評価終了後も行政が保存し続けるのか、それとも当該企業に全てその評価情報が提供されるのでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 適性評価により収集した情報は、適性評価を実施する部署、つまり行政機関内部において管理責任者を定め、適切に保管をし、保存期間経過後、確実に廃棄をまいります。

また、民間企業にはこの適性評価の結果については通知をいたしませんけれども、その内容については通知をされません。

○神本美恵子君 結果だけを通知して、この評価した情報、これはどちらが保管するんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 評価した内容につきましては、もちろん本人には言いますけれども、民間業者の方には、業者の長に対してはこれを通知をされることはございません。結果を通知をいたしません。

○神本美恵子君 その評価をしたデータ、情報、結果ではなくて、結果はもろん本人とその事業者に伝えなければ評価した意味がありませんので、そのデータはどちらが保管するののかということをお伺いしています。

○国務大臣(森まさこ君) 今御答弁をしましたとおり、行政機関の内部にその情報ですね、行政機関の内部に管理責任者をお定めして適切に保管し、保存経過後、確実に廃棄をまいります。○神本美恵子君 じゃ、企業の方にはその情報は渡さないということなんですね。

ただ、適性評価の結果、結果が企業にそれは当然知らされるでしょう。その人が適正な取扱

者であるかどうかを判断しなければならぬので結果が知られると思いますが、それが企業の人事に影響を及ぼすことになるのではないかと、このことを大変懸念をされております。

これまで漏えいなどについて何の問題もなかった優秀な事業者として、これまでは適性評価をし取扱いをやっていたその人が、今回、行政機関がやる調査によって不適というふうになった場合、その人が企業の中で異動を伴う対応を取らざるを得なくなるのではないかと、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 適性評価の結果について、不利益な取扱いをしてはいけないことを条文の中に規定をしております。

○神本美恵子君 規定をしていますが、そのことを民間事業者が守るとは限らない。その担保はどうやって取るんですか。

○国務大臣(森まさこ君) この法案が成立をいたしましたら、適性評価をしてまいる民間事業者又は事業者団体の皆様にこの法案の内容、また、適性評価によって不利益な取扱いをしてはいけない旨をしっかりと周知を徹底してまいりたいと思います。もし万が一不利益な取扱い等が出た場合には、その事業者に対し、またその後の特定秘密の取扱いについても、これは判断をする材料になるというふうに思います。

○神本美恵子君 そのことはどこかに書かれておりますか。どう担保されるんですか。

ここで森大臣がそういう気持ちでありますということを幾ら表明されても、そのことが実際に運用されるときに担保されなければ、そこで、事業所で働くこの取扱者としての適性評価をされた本人たち、労働者たち、経営者には幾ら周知をしても、そこで働く労働者たちには担保がなければ安心できないということになると思いますが、どのように担保されますか。

○国務大臣(森まさこ君) この適性評価の結果について不利益な取扱いをできないということは、条文に書いてあるだけではなく、これから有識者

会議で決めていく適性評価の運用基準について定めていくということになっておりますので、これまでも審議の中でも答弁をまいりましたけれども、そこでもしっかりと明らかにし、それを関係業者等に周知をしてまいりたいというふうに思います。

○神本美恵子君 明確にこの時点で担保できるという御答弁をいただいたとは、私は受け止めることができませんでした。

次に、米軍基地で働く人たちの労働組合、全駐労の方からお聞きしたお話でございます。

基地労働者というのは、日米関係にとっても大切な方々だと思います。こうした労働者の皆さんは、この秘密保護法が成立すると一体自分たちについてどういうことが起きるのか暗中模索だというふうにお伺いをしました。米軍基地の従業員の法的な雇用主は日本政府、つまり防衛省であります。しかしながら、国家公務員法も自衛隊法も適用されないという現実の中にいらっしゃるということをおも付き合い始めて知りまして、本当に驚いております。

そこで、お伺いいたします。衆議院の委員会の質疑においては、防衛の用に供する施設から米軍基地を除外するという答弁がありました。それに違いはないのか。防衛の用に供する施設というこの定義から米軍基地を除くという御答弁があつております。それに違いはないのか。したがって、米軍基地で働く日本人従業員の方々は、この法案における適性評価の対象になるのかならないのか。ならないということではよろしいですか。

○国務大臣(森まさこ君) 米軍基地でございますけれども、これは、そこで働く方が適性評価の対象になることはございません。適性評価は、例えば自衛隊の装備品等の製造業者の従業員の方等を想定しております。米軍基地の中にある情報は、そもそも特定秘密になり得ないわけでございますし、適性評価の対象になることもありません。

○神本美恵子君 衆議院での答弁と同じ、何か久しぶりに同じ答弁をされたような気がしますけれども。

ども。

全駐労の與那覇栄蔵という、沖縄県的全駐労委員長ですが、この方が十一月二十七日の沖縄タイムスのインタビューで、自衛隊と米軍が連携した訓練や任務は頻繁にあるので……(発言する者あり)だから連携した訓練ですね、頻繁にあるので、なし崩しに米軍基地の日本人従業員も適性評価の対象に含まれていくのではないかと、このような懸念をされておりますけれども……(発言する者あり)私は与党議員には聞いておりません。何の責任も取れないでしょう。

その懸念に対して明確にお答えをいただきたいと思っております。どちらでもいいです。

○国務大臣(小野寺五典君) 米軍基地従業員の直接の雇用主は防衛省ということになりますので、私の方からお答えさせていただきます。

駐留軍等労働者の雇用については、日米地位協定を受けて締結した労務提供契約に基づき、日本政府が労働者を雇用し、その労働者を米軍に提供しているところ、駐留軍等労働者が特定秘密を取り扱うとは通常想定をされておられません。したがって、駐留軍等労働者が特定秘密を漏えいしたことにより処罰されることも通常想定されないと考えております。

○神本美恵子君 自衛隊が米軍とともに共同訓練をする、そこに米軍の従業員が居合わせる、そこに特定秘密事項が存在し、それを米軍基地の日本人従業員が意図せず取得し、ほかの人に漏らしてしまった場合、この処罰の対象になりますか。

○国務大臣(森まさこ君) 処罰の対象になります。意図せず取得した場合には、特定秘密であるということ認識をしていないこととなりますので、これを他人に漏らしてしまったとしても処罰の対象にはなりません。

○神本美恵子君 米軍基地の日本人従業員は、米軍内部の情報を不用意に漏らせば解雇ということになっております。しかし、特定秘密は自衛隊の秘密事項ですので、そのことで解雇されることはないということでしょうか。この特定秘密、特定

秘密というのは自衛隊の秘密事項なので、米軍内部の情報ということとは違うので、それで解雇されるということはないのでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 防衛省が雇用主となりますので、お答えをさせていただきます。

従業員は、当該者が締結した雇用契約に基づき判断されることになります。なお、米軍基地の日本人従業員が特定秘密を取り扱うことは、通常想定されておられません。

○神本美恵子君 次に、今度はNGOで働く、国際活動をしていらっしゃるNGOの皆さんからのやはり御懸念であります。今回の法案について、百二の団体の国際協力活動をする皆さんから、秘密保護法を制定しないことを求める国際協力NGOの要請書というものが十一月九日に安倍総理あてに出されております。

官房長官、この要請書について、官房長官自身は御覧になったことがありますでしょうか。あるいは、安倍総理がどのように受け止められておられるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(菅義偉君) 御指摘の要請書については、私も目を通しています。

その内容というのは、指定の範囲が広範囲に広がる、あるいは特定秘密の国会への提供の制限及び国会議員を処罰の対象とするのは、国会議員の活動を制限し、議会制民主主義の否定につながる、さらに、適性評価は市民のプライバシーを大きく侵害する、そういう懸念が表明されていたというふうに思っています。

しかしながら、今回の特定秘密は、現行法制下においても自衛隊法上の防衛秘密、あるいは国家公務員法上の秘密に当たるもののうち、法律の別添に限定列挙された事項に該当するものに限って大臣等の行政機関の長が責任を持って指定する、また、その指定は、仮称でありますけれども、情報保全の諮問会議の意見を反映させる基準作りが行われるなど、特定の恣意的な指定が行われることはないというふうに考えています。

○神本美恵子君 NGOの方からの質問はまだま

だたくさんあつて、今日は残念ながら時間が足りません。

ほかに、市民の方がこの特定秘密保護法案のことを知れば知るほど、恐らくもっと疑問が私のところには寄せられてくると思います。

私は、冒頭に申し上げましたように、この法案に対する進め方には大きな瑕疵があると思います。そのことを申し上げ、これは直ちに私は廃案にして、新たに民主政治に資する法案を作ることをお願いをしまして、質問を終わりたいと思います。

○和田政宗君 みんなの党の和田政宗でございます。

まず冒頭申し上げたいのは、自民党の議事運営、極めて強引であると考えます。しかしながら、怒号ややじが飛び交う審議は国民の代表として情けなく思います。審議はまだ尽くされていないと思います。是非丁寧に審議を尽くしていただきたい。強く要望いたします。

私は、この法案は日本国の国防上必要な法案であると考えます。しかしながら、まだ確認をしなければならない点がある点もあっております。私はその観点から質問をしてみたいと思います。まず、中国の防空識別圏の問題に対する発言から聞いていきます。

昨日、安倍総理は、党首討論において、中国の防空識別圏設定に対応するためにもこの法案が必要だという趣旨の発言をしております。私も、日本固有の領土である尖閣諸島の上空に中国が防空識別圏を設定したことはゆゆしき事態であると考えますが、今回の中国の防空識別圏設定によって国防上どのような危険性があると認識しているのか、政府の見解を聞きます。

○国務大臣(小野寺五典君) 防衛省・自衛隊としましては、中国による防空識別圏の設定については、中国の活動を引き続き強い関心を持って注視しつつ、我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くという観点から、引き続き周辺海空域による警戒監視等に万全を期してまいります。

た、同盟国であります米国と引き続き連携を強めていくとともに、韓国、台湾を含めた地域の安定と安全に関心を有する関係国やパートナーにも、日本の考えにつき理解を求める所存であります。

本法案は、防衛に関するものを含め、我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるものについて、その漏えいの防止を図るものです。これまで述べました自衛隊の行動や米国を含めた関係国との情報交換、国家安全保障会議の運営に関し、かかる秘密保全に関する法制が整備され、秘密保護に関する共通ルールが確立することによって情報共有の一層の促進が図られることにより、我が国の国民の安全を確保することができると考えております。

○和田政宗君 尖閣に防空識別圏をかぶせてきたということは、中国軍機が領空侵犯をしてくる可能性も考えられるわけです。国籍不明機や明らかに外国軍の戦闘機が領空侵犯したときに、現在の法体系で撃墜することはできるのでしょうか。

○政府参考人(中島明彦君) お答え申し上げます。

領空侵犯への対処につきましては、政府として様々な検討を行っているところでございますけれども、一般的には、外国籍、今御指摘いただきました国籍不明の戦闘機が我が国の領空を侵犯する場合は、自衛隊法第八十四条に基づきまして、自衛隊の部隊が必要な措置を実施することになります。この際、武器の使用につきましては、自衛隊法第八十四条に規定いたします必要な措置として、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合にのみ許されるというのが従来からの政府の考え方でございます。

個別具体的な状況にもよりますことから、一概にお答えすることは困難でございますけれども、一般論として申し上げますと、必要やむを得ざる場合、例えば領空侵犯機が実力をもって抵抗する、あるいは領空侵犯機が国民の生命及び財産に大きな侵害を加える危険が間近に緊迫しているような場合、こういう場合には武器を使用して適切

に対応することになりますが、撃墜といったことも排除はされないということでございます。

○和田政宗君 そうしますと、これ、一義的に向こうが撃ってくるですとか攻撃を仕掛けてくるというふうなことでないと撃墜できないのではないかなという感じがするんですけれども、としますと、緊密に情報を交換して相手に対処していかなければならないというふうに私は考えております。

では、お聞きします。中国の防空識別圏に対処するに当たって、この法案が成立すると、どのような点でプラスになるのでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 先ほども一部お答えをさせていただきましたが、私どもとして、やはり周辺国そして関係国、同盟国から様々な情報を得て、そして対応するためには情報の保全というのが大変重要になります。この法案によって情報の保全が担保されることにより、各国との情報交流が一層進むこと、もって我が国の安全保障に資するものだと思っております。

○和田政宗君 大臣、その辺り、もう少し具体的に例示すべきところ、例示できるところ、あれば示してください。

○国務大臣(小野寺五典君) 今回の防空識別区、中国が一方的に言っている話であります。その際に当然私どもとして警戒監視を行っておりますが、同じように、この動向について注視を行っている国も様々ございます。その中で関係国と通常様々な情報のやり取りをしております。

防衛当局の中でも行っておりますが、今後、例えばこの空域でありましたら、民間航空機の問題もござります。そうなりますと、民間航空機の例えは航空管制について国土交通省が所管することになりますし、省内で様々な意見交換の中で私どもとしてはその基盤となります情報の保全ということがこの法案によって担保されることが大変重要だと思っております。

○和田政宗君 これ、少しでも例示をしてもらえば、この法案の必要性というところ更に深まっ

たというふうにいるんですけども、では、ちよつと今までの秘密の運用がどうなっていたのかということ聞いていきます。

防衛秘密、二〇〇七年から二〇一一年で三万四千件廃棄されている、このうち民主党政権時代に三万件廃棄されているとの政府答弁がありました。このペース、それ以前の自民政権時代より多いのか少ないのか、お答えを願います。

○国務大臣(小野寺五典君) 具体的に、例えば自民政権時代あります二〇〇七年、平成十九年ですが、二千三百件、それから二〇〇八年の平成二十年ですが、三千件ということになります。

この数字を見ると、確かに自民政権時代のときの廃棄というのは数としては少ないということになります。実はこの背景にはウィーニース案というのがございました。ウィーニース案のときに、通常の省秘をしつかりとした形でやはり秘密管理をする必要があるということ、その後、この防衛秘密の内容について精査の上、防衛秘密の文書の数が増えたということもその背景にありますので、一概にどの政権がどの政権でということも明確に言えることではありませんが、いづれにしても、私どもとしてはこの秘密の管理は大切だと思っております。

なお、この文書の廃棄につきましては、今回の法案が成立しますと、私どもの防衛秘密は特定秘密ということで、今後、その取扱いが違っております。審議が始まる段階で私の方から通達を出し、防衛秘密に関しては現在廃棄を全て止めていただいております。

○和田政宗君 そうしますと、確認しますけれども、廃棄に対する基準が自民政権時代と民主党政権時代で違っていたのか、それとも同じだったのか、これ、いかがでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 変わっております。

○和田政宗君 私は、時の政権によって秘密の運用が変わるということはあるけれども、それと関係ないことだと思っております。また、やみに葬られることも

あつてはならないと考えています。この後、仮に極端な主義主張を取る政権や特定の団体の影響下にある政権によってそのようなことが起きないようになくしてはなりません。

次の質問、特定の政党を攻撃する意図は毛頭ありませんけれども、今申した観点から事実確認のための質問をします。

政府答弁では、ＪＲ総連やＪＲ東労組には極左暴力集団・革マル派が相当浸透しているとしています。そのＪＲ総連やＪＲ東労組から推薦や献金を受けた議員が、民主党政権時代、主要閣僚や国家公安委員長になつていきます。こうした組織に恩を売られますと、何かで返すという懸念も生まれます。民主党政権時代、こうした閣僚による秘密の漏えいはあつたのでしょうか。事実確認のために聞きます。

○政府参考人（高橋清孝君） お答え申し上げます。

警察としましては、これまで閣僚などから革マル派等の極左暴力集団に情報が漏えいしたとの情報には接しておりません。

一般論として申し上げれば、革マル派等の極左暴力集団の動向につきましては警察として十分に注意を払つていくところでございます。

○和田政宗君 では、更に聞きますけれども、過去に官僚や大臣、政務三役がメディアですとか講演会などで漏らしてしまつた防衛秘密や特別管理秘密というのはあるんでしょうか。

○政府参考人（鈴木良之君） お答えします。

御指摘のメディアや講演会等がいかなる場であるか必ずしも明らかでございせんが、公の場で漏らしたということであれば、御指摘のような事例は承知しております。

○和田政宗君 これは元内閣安全保障室長の佐々淳行さんなどが新聞で言っていることですけれども、秘密性の高い情報を政治家が新聞記者に情報を漏らしてしまつたために外国から信用されない、この法案の最も大きい意義は政治家に守秘義務を課せられるようになることだと発言をしており

ます。

私も、前職、NHKのアナウンサーでジャーナリストでしたから、どのように政治家に対して取材が掛けられて、どういった情報が出てくるのかを熟知しております。私は、本法案を成立させなくてはならない要因に、佐々淳行さんが言われるような観点があると思つています。しかしながら、襟を正すべきは政治家であつて、報道や取材の自由は最大限保障されるべきであると考えています。

これについて、政府の見解いかがでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） そのとおりであると思ひます。

本法案では、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分配慮しなければならないと規定をいたしまして、本来報道されるべき情報が隠されたり、報道機関の正当な活動が制限されることがないように、本法案の解釈や運用には慎重な態度をもつて当たることというふうにしております。本規定は、行政機関はもとより、捜査機関や裁判所においても解釈適用の準則となるというふうにて考えております。

○和田政宗君 国民ですとか報道機関が懸念しているのは、例えば慎重な対応ですとか、そういうたちよつと曖昧な発言というのが、答弁というのが懸念をしているというふうには私は認識しております。それをもう少し踏み込んで、報道の自由ですとか言論の自由に対していかがでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） 本法案の解釈適用に当たる当事者の全てが、取材源の秘匿を含めて報道の自由に配慮がされているかどうか、一つ一つ条文の適用、また一つ一つの態様に對してしっかりと配慮をするものというふうにて考えております。

○和田政宗君 これは安倍総理も発言をしておりますので、もうやるということて認識をしたいと思ひます。

政治家は情報の管理について襟を正さなくてはならないと言ひましたけれども、一方で私は、特定秘密がやみからやみに葬られないためにも、政

治がしっかりとチェックできる体制をつくらなくてはならないというふうにて考えています。内閣総理大臣は第三者機関にならないという主張がありますが、私は違うと思ひます。国会議員は国民の代表です。政治が関与することで国民の目が届く仕組みになると考えています。

その観点から確認をします。

本法案では、「内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第一項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する」とありますが、この場合に、指揮監督に当たつて閣議の開催必要とするんでしょうか。

○政府参考人（鈴木良之君） お答えします。

本法案第十八条第二項におきまして、内閣総理大臣は、特定秘密の指定等の運用基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、閣議の決定を求めなければならないとされております。

そもそも内閣総理大臣は、内閣法第六条により、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督することとされているところ、本法案第十八条第四項の行政各部に対する指揮監督は、閣議の決定を経た方針に基づいて行われることとなるものと考えております。

○和田政宗君 そうしますと、本法案の修正に当たつて、みんなの党は内閣改造や政権交代時に特定秘密についてチェックできる体制を強化すべきではないかというふうにて主張してきております。私も当然そう考えます。その点についてはどういうふうにて考えていますでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） 本法案では、政権交代時というものは明確に規定はされませんでしたが、大臣がそれぞれ指定権者として適切にチェックをし、さらにそれを内閣総理大臣が指揮監督し、また附則九条の第三者機関についてもチェックする等の仕組みが入つております。

御指摘のような政権交代時においても、これは新たに就任した総理又は大臣等が特定秘密の指定状況及び指定の要件を満たしているか否かを確認

をしていくことは当然あり得ると思ひますし、このような確認は不断に実施するべきものであるというふうにて考えております。

また、内閣総理大臣が有識者会議の意見を受けて国会に報告をいたしますので、政権交代があつたときにも定期的にそれがなされるものというふうにて考えます。

○和田政宗君 今大臣、不断に行うべきだというようなことを申しましたけれども、これ、踏み込んだというふうにて思うんですが、これは、そうすると、政権交代時ですとか内閣改造時にはやるといふことではないんでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） 私は、これは不断にしていくなかと思ひます。有識者会議を、本法案成立後、組織をさせていただくことになるわけですが、そのような中で有識者の皆様の御意見を聴いて、運用基準の中に御指摘の面も取り入れてまいりたい、そのことを検討してまいりたいというふうにて思ひます。

○和田政宗君 国会によるチェック体制について更に聞きますけれども、国会に例えばこうした問題を扱う常設委員会、この特定秘密を扱う常設委員会を設置することについてはいかがでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） 国会における委員会については、国会の御判断でなされるものというふうにて承知をしております。

○衆議院議員（畠中光成君） 委員の質問にお答えいたします。

我が党がこの修正協議の中でも盛り込ませていただいて、立法院によるチェックを主張させていただきまして、四党の協議の中でも、国会による委員会の設置、特に我が党が主張しておりましたのは、監視及び審議できる委員会というのを設けるように四党で協議して、それを確認いたしました。

このことによつて、第三者機関の話もあります

設置することによって、チェックの様々な観点からのバランスを取ることが可能だというふうに思っております。この国会の委員会、是非各党の賛同を得て実現をしてみたいと思います。

○和田政宗君 これは、修正合意した政党同士で必ずやるという固い決意を国民の皆様にも示したいというふうに私は思っております。

本法案の修正議決、これ衆議院のものでございませけれども、秘密の期限について、六十年で原則指定解除となりますけれども、七項目の例外が設けられました。しかしながら、例外については行政の裁量で拡大解釈のおそれがあります。更に絞り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○和田政宗君 特定秘密の指定権限を持つ行政機関の長を調べてみますと、例えば、観光庁長官のみならず、中心市街地活性化本部長、郵政民営化推進本部長など特定秘密をおよそ取り扱う組織ではない機関の長が含まれています。こうした行政機関の長は指定権限を持つ者からあらかじめ外すべきだと考えますけれども、見解はいかがでしょう。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

○和田政宗君 特定秘密の指定権限を持つ行政機関の長を調べてみますと、例えば、観光庁長官のみならず、中心市街地活性化本部長、郵政民営化推進本部長など特定秘密をおよそ取り扱う組織ではない機関の長が含まれています。こうした行政機関の長は指定権限を持つ者からあらかじめ外すべきだと考えますけれども、見解はいかがでしょう。

特定秘密の指定の有効期間を通じて六十年を超えて延長しようとする場合、当該特定秘密の指定を延長しようとする行政機関の長がその該当性を判断した上で内閣の承認を得ることとなり、例外が恣意的に拡大解釈されるおそれはないものと考えております。

また、例外的に六十年を超えて特定秘密の指定を延長することができる場合として、暗号や人的情報源に関する情報等に加えて、これらに準ずるもので政令に定める重要な情報を規定しておりますが、例外的に六十年を超えて延長できる場合についての規定であることに鑑みまして、同規定は極めて限定的に解すべきと考えておりまして、また現時点ではこれに該当するものは想定しておりません。

○和田政宗君 ちょっと、政治家の発言として、そして大臣の発言として聞きたいんですが、同じ質問、大臣いかがでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) お答えをいたします。

○和田政宗君 政治の関与が必要ではないかという観点で、現在の防衛秘密や特別管理秘密の指定や運用がどうなっているのか、本法案成立後どのようになるのかということを開いていきたいと思っております。

○和田政宗君 政治の関与が必要ではないかという観点で、現在の防衛秘密や特別管理秘密の指定や運用がどうなっているのか、本法案成立後どのようになるのかということを開いていきたいと思っております。

○政府参考人(山田滝雄君) お答えを申し上げます。

○政府参考人(山田滝雄君) お答えを申し上げます。

○政府参考人(山田滝雄君) お答えを申し上げます。

○政府参考人(山田滝雄君) お答えを申し上げます。

ております。

○和田政宗君 特定秘密の指定権限を持つ行政機関の長を調べてみますと、例えば、観光庁長官のみならず、中心市街地活性化本部長、郵政民営化推進本部長など特定秘密をおよそ取り扱う組織ではない機関の長が含まれています。こうした行政機関の長は指定権限を持つ者からあらかじめ外すべきだと考えますけれども、見解はいかがでしょう。

○和田政宗君 特定秘密の指定権限を持つ行政機関の長を調べてみますと、例えば、観光庁長官のみならず、中心市街地活性化本部長、郵政民営化推進本部長など特定秘密をおよそ取り扱う組織ではない機関の長が含まれています。こうした行政機関の長は指定権限を持つ者からあらかじめ外すべきだと考えますけれども、見解はいかがでしょう。

○和田政宗君 特定秘密の指定権限を持つ行政機関の長を調べてみますと、例えば、観光庁長官のみならず、中心市街地活性化本部長、郵政民営化推進本部長など特定秘密をおよそ取り扱う組織ではない機関の長が含まれています。こうした行政機関の長は指定権限を持つ者からあらかじめ外すべきだと考えますけれども、見解はいかがでしょう。

○和田政宗君 特定秘密の指定権限を持つ行政機関の長を調べてみますと、例えば、観光庁長官のみならず、中心市街地活性化本部長、郵政民営化推進本部長など特定秘密をおよそ取り扱う組織ではない機関の長が含まれています。こうした行政機関の長は指定権限を持つ者からあらかじめ外すべきだと考えますけれども、見解はいかがでしょう。

○和田政宗君 特定秘密の指定権限を持つ行政機関の長を調べてみますと、例えば、観光庁長官のみならず、中心市街地活性化本部長、郵政民営化推進本部長など特定秘密をおよそ取り扱う組織ではない機関の長が含まれています。こうした行政機関の長は指定権限を持つ者からあらかじめ外すべきだと考えますけれども、見解はいかがでしょう。

○和田政宗君 特定秘密の指定権限を持つ行政機関の長を調べてみますと、例えば、観光庁長官のみならず、中心市街地活性化本部長、郵政民営化推進本部長など特定秘密をおよそ取り扱う組織ではない機関の長が含まれています。こうした行政機関の長は指定権限を持つ者からあらかじめ外すべきだと考えますけれども、見解はいかがでしょう。

○和田政宗君 特定秘密の指定権限を持つ行政機関の長を調べてみますと、例えば、観光庁長官のみならず、中心市街地活性化本部長、郵政民営化推進本部長など特定秘密をおよそ取り扱う組織ではない機関の長が含まれています。こうした行政機関の長は指定権限を持つ者からあらかじめ外すべきだと考えますけれども、見解はいかがでしょう。

○和田政宗君 特定秘密の指定権限を持つ行政機関の長を調べてみますと、例えば、観光庁長官のみならず、中心市街地活性化本部長、郵政民営化推進本部長など特定秘密をおよそ取り扱う組織ではない機関の長が含まれています。こうした行政機関の長は指定権限を持つ者からあらかじめ外すべきだと考えますけれども、見解はいかがでしょう。

臣自身が特別管理秘密の指定を決定することはないかなが現実的に難しいことから、外務大臣名で発出された訓令でございます秘密保全に関する規則に基づきまして、局長等の秘密管理者が特別管理秘密文書の取扱いに責任を負うと、これが現行の制度でございます。

特定秘密でございますが、これにつきましましては、本法案成立後に有識者の御意見も踏まえつつ統一の運用基準が定められると聞いております。

これに従いまして、外務省におけるしつかりとした対応、体制を考えてまいりたいと考えております。

○和田政宗君 聞いておりますと、だからこそ政治の関与、国民の代表たる国会議員の関与というものをしつかりやっていかなくてはならないというふうに私考えております。

○和田政宗君 聞いておりますと、だからこそ政治の関与、国民の代表たる国会議員の関与というものをしつかりやっていかなくてはならないというふうに私考えております。

○和田政宗君 聞いておりますと、だからこそ政治の関与、国民の代表たる国会議員の関与というものをしつかりやっていかなくてはならないというふうに私考えております。

○和田政宗君 聞いておりますと、だからこそ政治の関与、国民の代表たる国会議員の関与というものをしつかりやっていかなくてはならないというふうに私考えております。

○和田政宗君 聞いておりますと、だからこそ政治の関与、国民の代表たる国会議員の関与というものをしつかりやっていかなくてはならないというふうに私考えております。

○和田政宗君 聞いておりますと、だからこそ政治の関与、国民の代表たる国会議員の関与というものをしつかりやっていかなくてはならないというふうに私考えております。

いますけれども、まずはさきに申し上げましたように、必要な判読、分析を加えた結果を関係省庁に配付して、それぞれの所掌事務の遂行における情報源の一つとして活用していただくことになり

ます。
また、公益上特に必要があると認められる場合には、法案第十条第一項の規定に基づき、一定の要件の下で地方公共団体等に当該情報を提供することが可能であると考えております。

更に申し上げれば、例えば東日本大震災を上回るような未曾有の大規模災害が発生した場合においては、国民の生命、身体を守るため、政府の持つあらゆる手段を動員する必要があると思いますが、その際、例外的な措置として、高いレベルの御判断により、情報収集衛星の画像の秘密指定を解除し公開することはあり得るものと考えております。

○和田政宗君 すなわち、これは国会議員、政治家がどのようにチェックをしていくか、そういったところによって、恣意的に秘密が隠されない、そういったことができるというふうに考えております。そして、今日踏み込んで発言したところもございいます。そういった約束でますね。やると約束でますね。今言った発言、変えるということはありませんね。

○国務大臣(森まさこ君) 御答弁したことをしっかりと守ってまいりたいと思います。

○和田政宗君 本法案は我が国の国防上必要な法案であると考えますが、より審議が必要であると考えています。本法案については議論が尽くされた上で、の成立を願ひ、質問を終わります。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

前回の質疑で、適性評価にかかわる法案十二条四について、公務所若しくは公私の団体への照会にかかわって、公務所というはおおよそ国と地方のあらゆる行政機関が当たるということを確認をいたしました。

そこでまず確認ですが、この機関には警視庁、

あるいは都道府県警察の公安部などのいわゆる公安警察あるいは公安調査庁、こうしたところも該当いたしますね、大臣。

○国務大臣(森まさこ君) はい、該当いたします。

○仁比聡平君 二〇一〇年の十月に、警視庁公安部が作成した国際テロ対策に関するデータというのがインターネット上に流出していたことが発覚をして、国会でも大問題になってまいりました。

警察庁おいでだと思いますが、およそ千人の市民の個人情報、約六百三十の法人、団体の情報が流出した、そういう事件であったことは間違いありませんね。

○政府参考人(高橋清孝君) お答えいたします。お尋ねの事案は、平成二十二年十月、個人情報を含む国際テロに関連する記載のある文書が、ファイル共有ソフト・ウィニー等を用いてインターネット上に掲出されたものでございます。

○仁比聡平君 この流出自体も重大なんですけれども、今日問題としたいのはその内容、つまり公安警察の情報収集の実態なんです。

そこで、お手元に三枚資料を配らせていただきました。この問題についての公刊物から私が抜き刷りしたものですけれども、これ、明らかになつた文書の中に、二〇〇四年の三月十八日付けで外事第三課長が関係所属長にあてたこの一枚目の「国際テロ関連実態把握の集中的な推進について」という文書があるわけです。この趣旨のところにあるように、現在、各種通達等により国際テロ対策を推進中でありますが、各署から報告を受け、当課で把握している外国人の居住実態と入管統計を比較しますと、統計上の都内居住対象人口約四万人、把握している都内居住対象人口約四千人と大きな隔たりがあるのが実態ですとした上で、各種国際テロ対策を進めていく上で、管内で、各都道府県対象国が居住し、どのようなコミュニティを形成しているかを把握しておくことが極めて重要で、そのこの実態把握の狙いを掲げた上で、どんな実態把握をそれら行っている

のかと。

資料の三枚目ですが、「実態把握強化推進上の要点」という文書がありますが、御覧のとおり、実態把握の対象は、イスラム諸国会議機構、森大臣、いいですか、大臣。後ろの人のじゃなくて、私の質問を聞いてください。OICの国籍を有する者及びその他の国籍を有するムスリムとした上で、ムスリムとはイスラム教徒をいうと。OIC加盟国五十六か国一地域の国籍を有する者の把握、だつたらそうした国籍を有していらない方々全員ということですよ、を最重点として、その文章の最後の部分、言動、服装等からムスリムと認められる者、その下の行には、判別が困難な場合は公安係に報告し、判断を任せよと、こういう実態把握のやり方なわけです。

これはまさにムスリムを狙い撃ちにしたものですけれど、その下、報告要領、必要事項というのがありますね。①国籍、②氏名、③生年月日、④住所。これ、法案に言う四事項というのが基本的な同じなんです。そうした中で、結局、一律網羅的に都内に住む四万人のムスリムの実態というのを大規模かつ組織的にそうした四事項について把握をして、徹底的にこの際調査をしようというのと、そういうものじゃないんですか。

国家公安委員長、そうした調査ですか。

○国務大臣(古屋圭司君) お答えいたします。

警察におきましては、警察法第二条に定めがございまして、もう委員御承知のとおりでございます。もう公共の安全と秩序の維持という責務を果たすために、必要な情報について収集及び分析を行っております。御承知のとおりでございます。

警察がどのような情報を収集するか、あるいは分析するかということ明らかにすることは、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがありますので、この点についてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

○仁比聡平君 これだけ重大なプライバシー侵害が社会問題にも、そして国会でも重大問題になり

ながら、それを明らかにすることはならないんです、つまり、それ特定秘密という話かと。それを明らかにしないということは、反省もしないし、これからも続けていくということですか。その手法が、この実態把握の手法がまた驚くべきものなわけです。

二枚目の資料を御覧いただきたいと思うんですが、(3)モスク等の集結の実態解明というのがあります。当面、四月二日から期間中の毎週金曜日、墨塗りにされていますが、その三施設の金曜礼拝参加者に目的を絞り、指定署と外事第三課の合同による集結の実態解明、これ行確というんですか、行動確認ですか、を実施するのでという目的を明らかにした要員の配置、体制を整えようという指示をしているわけでしょう。

資料の三枚目、もう一度御覧いただきますと、巡回に当たる警察官に対して、三項で具体的に着眼点という指示があります。安価なアパートを絞ること、外国人を雇用している企業や会社、イスラム諸国出身者が経営する店舗、社員寮、町工場、土建会社、新聞店等、そして学生寮などに対する、こうしたところの巡回連絡を強化せよと、推進せよと、そういうふうに求めているわけですよ。

何ら犯罪は発生していないにもかかわらず、先ほど公共の秩序維持のためにはとおっしゃいました。何でも許されるというんですか。ムスリムというだけで個人情報を丸裸にして、モスクを継続的に監視をして尾行をすると、こんな理不尽な人権侵害行為が、大臣、許されていいと思っっているんですか。

○国務大臣(古屋圭司君) 先ほどもお答えさせていただきましたが、やはり公共の安全と秩序の維持のために、その責任を果たすためには、警察としては必要な情報について収集並びに分析を行っております。法律に基づいてやっております。

その具体的な中身については、先ほど申し上げましたとおり、お答えすることは差し控させていただきます。

○仁比聡平君 更に恐ろしいのは、集めた情報を基に、その一人一人の身上調査をまとめ上げるところにもあります。

その内容は、先ほどの氏名、住所、生年月日などの人定事項から始まって、極めて詳細です。出入国歴、出入りしているモスク、旅券の番号、在留資格、本国の住所やその本国の電話番号、そして顔写真まで洗いざらい調べ上げて調査を作っているわけですね。そこには、人との交友関係とか誰と会ったかとか誰と連絡を取っているというようなことも書かれています。

モスクなどに対する解明作業進捗状況という週報も流出をしたようですが、ここにはそのモスクの礼拝時間、礼拝参加者数、それぞれの日ごとの礼拝者、そして面割率ですね、面割り、つまりその礼拝、モスクに来てその礼拝者が一体どの誰かということを書き記した率というもので進捗状況として報告をさせているわけですよ。これはまさに張り付いて監視しているということにほかならないじゃないですか。

ですから、流出した情報のある人の身上調査には、長女の誕生をきっかけにモスクに通い出したとか、この人は契約に関するトラブルを抱えているとか、イスラム・トゥデイにハマスの指導者を礼賛する書き込みをしていたなどの、まさに継続的に長期間にわたって監視をし、微に入り細に入り情報を収集し、調査をしていなければ分からない、とりわけ思想信条に及ぶ調査までやっているんですね。

国家公安委員長、こんな調査が許されるんですか。

○国務大臣(古屋圭司君) 先ほど申し上げました、答弁させていただきましてとおり、やはり必要な情報、すなわち公共の安全と維持のために必要な情報を収集をしてそれを分析を行っている。これは法律に基づいて我々は取り組んでいるという、ここに尽きます。

○仁比聡平君 今の答弁は、公共の安全と秩序を理由とすればどんな根こそぎのプライバシー侵害

も許されるんだという、そういう理由の答弁になるんですよ。大臣、それでいいんですか、本当に。

○国務大臣(古屋圭司君) あくまでも公共の安全と福祉を守るために必要な情報を警察は収集をしている、これに尽きるわけでございます。これは法律にも、警察法第二条にもその趣旨は定められていると、こういうことでございます。

以上です。(発言する者あり)

○仁比聡平君 与党席から、よしなという声が出ていますけれども、とんでもない認識ですよ。そういう発想だから、この特定秘密保護法案を、こんな乱暴なやり方であなた方は強行しようとするわけですよ。とんでもないやり方ですよ。(発言する者あり) 後ろからやじっているのはあなた方ですよ。

二枚目の資料をちよつと見ていただきたいと思いますが、こうした根こそぎな人権侵害をやりがら何と言っているか。百八十九ページというふうになっている方の、六、対策推進上の留意事項というのがあります。作業については秘匿を原則とし、人権に十分配慮をお願いしますというんですね。これ私、最初読んで何を言わんとしているのか全く分かりませんでした。つまり、国民に知られないように密行して洗いざらい調べ上げて、膨大なプライバシーを自ら手中にして蓄積をしていく、そのことが国民に知られないようにすればそれは人権に配慮していると、そういうことなんじゃないんですか。あなた方が使う人権の配慮とか尊重とかという言葉というのはそういう意味なんですか、森大臣。

○国務大臣(森まさこ君) 特定秘密保護法案につきましては、適性評価につきましては、評価対象者の同意を得まして、条文中に書いてある事項のみを調査することになっております。それによって、まず評価対象者からこの七つの事項について質問票に記載をしていただき、それにのっとって調査を行うことになり、プライバシーに十分配慮をして行うことになります。

○仁比聡平君 あなた、何でもそんな、質問に答えられないですか。何でも質問に答えられない、それで答弁したなんて言うんですか。絶対に許されない。あなた、法案担当者なんですよ。

法案、例えば十二条の四項における調査において、適性評価の、事実、評価事項に係る調査において、あなたは先ほど、そして前回も、公務所にはこうした公安警察も当然だと答弁をしたわけですよ。あなたが、法案には人権尊重だとか取材の自由への配慮だとかそういう規定があるから、だから処罰はされないだとか対象外だとか、そういうふうに言うけれども、だったら、十二条の四項において、あなたが一般的には認めているこの公安警察による調査においてこうした人権侵害が行われないという条文上の根拠を明らかにしなさいよ。

○国務大臣(森まさこ君) 委員が御指摘のこの資料による調査については、私の方は担当ではございません。今国家公安委員長が御答弁したとおりだということに思います。

本法案については、適性評価の事項については適性評価対象者の事項に限って、この七つの事項のみを対象するというふうになっております。

○仁比聡平君 今担当大臣が、この法案の骨格の基本、一番恐ろしいその根本の一つをお認めになりました。つまり、法案担当者でありながら、法案担当大臣でありながら、こうした私が厳しく人権侵害であると指摘をしている調査のあり方について、この法律案が何らの制約もしていないということをお認めになったということでしょう。

つまり、あなたの答弁は、法案の担当者としては答えられない質問であって、あとは調査に当たるとこの公安警察、その部署の問題ですという、そういう答弁でしょう。担当外だから答えられないというのはいくらもことじゃないですか。

○国務大臣(森まさこ君) 今御答弁をしましたとおり、御指摘の資料は、この秘密保護法案の適性評価についての調査ではございません。この法案につきましては、この法案に書いてある事項の

みを、適性評価の対象者に限ってこの書いてある事項だけを調査をする、その中で必要な部分があれば公務所に問い合わせる、そのことについては公務所に問い合わせることも含めて本人の同意を得ているということをお答えを申し上げたわけでございます。

○仁比聡平君 とんでもない話ですよ、あなた。あなたね、私が、私が今日ここで問題にしているのは、日本の、我が国の情報機関と一応言っておきますけど、公安警察だとか、これまで我が党が問題にしてきた、取り上げてきた防衛省・自衛隊の情報保全隊だとか、あるいは公安調査庁だとか、そうした情報機関はこうして無法に洗いざらい国民のプライバシーを密行して調べ上げる体制も能力も十分持っているということなんですよ。現にこれまでの制度の下でもこういうことをやっている。

そして、それが何らかの事情で、例えば内部告発とか、この問題での流出とかいうことで明らかになっても、その無法を自ら正してやめようとしていないじゃないですか。先ほどの国家公安委員長の答弁はそういうことですよ。だったら、これまで行われてきた氷山の一角としてあらわになったこうした無法なプライバシー侵害は、これから更に行われるということになるじゃないですか。そこについて担当大臣として何の認識もないんですか。森大臣、答えられないんだつたら、官房長官、いかがです。

○国務大臣(森まさこ君) 先ほど来お答えをしまししているとおり、この特定秘密保護法案による適性評価については、本人の同意を得た上で法定事項に限ってその適性評価者の事項を調査をするというところで、限定をしております。さらに、そのことによつて不利益な取扱いをしないこと、又はこの法案によつて規定してありますのは、二十二条に、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことはあってはならないということも規定をしているわけでございます。これが全ての条文の解釈指針になるわけでございますので、適性評価に

ついてもプライバシーの侵害を、ないということ
をここに明記してあるわけでございます。

○仁比聡平君 幾らあなたがそんなふうに繰り返して、
もうやらないという態度を明らかにして、
実際にそれを絶対に許さないという法的な拘束を
掛けない限り絶対に繰り返されるんですよ。

それで、この調査を、テロリズム対策という名
目で行われているものなんです、今回の秘密保
護法案についてのテロリズムの規定というのは、
今日ここを取り上げるわけではありませんけれ
ども、極めて曖昧で限定がないと、テロリズムの定
義そのものに。テロ特措法は、それでも九・一一
の同時多発テロとの関係でテロを概念をしていた
わけですが、今回は一切限定もないと。

そういう中で、この公安警察の調査ですけど、
外務大臣においでいただいたんですが、これ、
一般市民だけでなくOIC諸国の大使館にまで及
んでいるわけですね。イラン大使館のレセプショ
ンに公安警察が潜入をしていたという、その情報
も流出をしています。大使館のレセプションの参
加者、出席者の言動、領事の発言内容、そのやり
取りの具体的な様子が逐一報告をされているわけ
ですね。とんでもないと思うんですね。

外務大臣、我が国が正式に受け入れている国の
大使館に公安警察が潜入し、その活動を監視する
などということが外交上許される行為なんです
か。

○国務大臣(岸田文雄君) 政府としての考え方、
対応については、先ほど国家公安委員長から御説
明させていただいたとおりでございます。そうし
た方針で対応していると承知をしております。
○仁比聡平君 とんでもない答弁ではないです
か。

潜入して先ほどの様子を報告しているだけでは
なくて、流出情報によると、イラン大使館の、官
房長官も聞いていただいているんですか、イラン
大使館の大使以下八十人もの大使館員の銀行口

座情報、給手の振り込みから現金の出入りまで、
その報告書には詳細に記録をされているわけ
です。

警察庁、こうした銀行口座情報というのはいか
なる手法で手に入れたんですか。金融機関に記録
を提出をさせたのか、御答弁いただきたい。

○政府参考人(高橋清孝君) お答えいたします。
御指摘の事案につきましては、本年十月二十九
日に偽計業務妨害罪の時効期間が経過しまし
たが、被疑者の特定など事案の解明に至ってい
ないため、委員御指摘の文書の出所など、提出され
た経緯は明らかになっておりません。

○仁比聡平君 問いに答えられないというのは、
指摘を否定できないということでしょうか。
岸田大臣、どうですか、こんなことをやってい
て本当に外交上の友好関係をつくっていくことが
できるんですか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、御指摘の点につ
きましては、先ほど国家公安委員長から御説明さ
せていただいたとおりであります。
外交に関しましては、外務大臣の立場から最大
限様々な外交関係を進展させるように努力しなけ
ればいけない、これは当然のことです。

○仁比聡平君 全くはつきりしない。
官房長官にそこを伺いたいんですけど、この秘
密保護法案を作るなら、許すなら、これまでも私
は、とんでもない人権侵害であり外交関係も損な
う、そうした調査だと思いますが、そうした無法
な調査がこれまで行われてきた、氷山の一角でも
それは明らかじゃないか。これが、例えば適性評
価における公務所としての照会を受けたからと、
あるいは政府部署相互の協力という下で、言わば
秘密を保全するためという、そういう名目を得
て、そういう法的根拠を得て、これまでは密行、
国民に知られたらとんでもないということになっ
ていたけれども、先ほどの国家公安委員長の答弁
ですと言えども、いや、秘密を保全するため
いいの。官房長官、いかがですか。

○国務大臣(菅義偉君) 先ほど来、国家公安委員
長、外務大臣等の答弁を聞いていまして、情報収
集というのは法律の中で行われていることであれ
ば私は問題ないと思います。

○仁比聡平君 委員長、本当にとんでもない、法
案そのものの絶対に憲法原理と相入れない骨格が
この問題でもあらわになったと思うんですよ。
それで、こうした問題が法案審議すればするほ
ど山積みなんです。あしたが会期末だといって
強引に質疑を打ち切るなんてあり得ないですよ。
それで、今日この開会前の理事会で、私、改め
て、委員長が後刻理事会で協議をすると、そう発
言してきた数々の問題をちゃんと理事会で協議
をして、政府に提出を求めるべきだと強く求め
ました。

私は、前回の月曜日の質疑において、様々な検
討課題、中でも政令委任事項というふうになっ
ている、そうした諸問題が、どんな検討事項であ
つて、どんな所管において今後検討されていくの
か、一覧表を提出せよという話をして、もう木曜
日ですからね。絶対にこれを明らかにしていただ
かなければ、委員会を打ち切るなんて絶対にあり
得ないと強く申し上げて、私の質問を終わりに
します。

○室井邦彦君 日本維新の会の室井でございます。
質問に入る前に、一言、二言、委員長にお尋ね
をしたいことがあります。それは初歩的な質問
で非常に申し訳ございませんが、委員長、理事會
というものはどういうものなんでしょうか、
ちよつとお答えいただけないですか。

○委員長(中川雅治君) 質問を続けてください。
(発言する者あり)

○室井邦彦君 いや、先ほど来、そういう質問に
対して、そんなに大層なことではないんですよ
ね、理事会というものはどういうものかというこ
とを簡単に言われれば済むことなので、それを質
問に対して答えられない。これをサーブिस精神と
いうのか。やはりこれ、衆議院で、野党間の暗黙

のうちの了解というか、緊急上程はしないとか、
そういうふうな形で、荒れながらでもこの法案に
対して審議をしてきました。しかし、最終的には
緊急上程をして強行採決をされた。

そして、この常識の府と言われる参議院で、や
はり委員長、私はあなたの人柄を見て、穏やかで
すしね、本当の品のある方で、体も大きいし、こ
れは頼りがいのある人だなど、こんな思いがあ
つたんですよ。しかし、もう理事会において、野
党の質問、野党の要求、一切受け入れない、このよ
うな姿勢というのは、これから安倍政権の、通常
国会またこれからあります、そういう対応でこ
れから進められるのか。これは、やはり国民の思
い、私はあえて言えば、あなたが国民から大勝
を得たということに対して非常にありがた

るんじゃないのかな。むしろ、国民の純粋な思
いを裏切り行為、裏切っておられる、このよう
にしか私は見えないんです。(発言する者あり)
これは、ちよつと言ひ過ぎという言葉を聞いて
いますけれども、私は言い過ぎどころか、もつと
申し上げたいことがあるんですよ。十のうち一言
か二つぐらいは野党の意見を理事会で聞き入れる
ということをしなさいと、常に委員会であらう荒
れ放題なんです。これは十分に反省を促した
い、猛省を促したい、このことを申し上げて、質
問に入ります。

これはもう皆さん方、新聞で御承知であらうか
と思います。十二月三日の朝日新聞ですね。この
ような日本の状況を非常に心配をして、バレイ国
連人権高等弁務官がこのようなことを言っている
んですよ。成立急ぐべきじゃない。国連人権機
関のトップですよ。彼女がジュネーブで記者会見
をして、安倍政権が進める特定秘密保護法案につ
いて、何が秘密を構成するのかなど幾つかの懸念
が十分に明確になっていない、さらに、国内外で
国会に慎重な審議を促しておられます。

このことについて、大臣、ちよつと所見を聞か
せてください。

○国務大臣(森まさこ君) ビレイ人権高等弁務官に對しましては、当方から十二月三日に御説明をいたしました。これに對して先方からは、衆議院での審議について、法案に憲法との整合性を持たせるべく修正が施され、国会がチェック・アンド・バランスの役割を果たしていることを評価するということを言っていました。御指摘の記事はその前の御発言でございまして、しっかりと懸念点について当方から御説明ができたというふうに思っております。

○室井邦彦君 いや、懸念を取り返したんですか、それは。

○国務大臣(森まさこ君) 当方の法案の内容をそして修正案の内容について御説明をし、今御答弁をいたしましたとおりの御発言をいただいたところでございます。

その上で、ビレイ人権高等弁務官が国連の方に報告をするものだと思いますけれども、その内容についてはまたしっかりと情報をいただいてまいろうというふうに思っております。

○室井邦彦君 いや、情報をいただいてまいりたいとか、しどろもどろ。

いずれにしても、諸外国のこういう関係者が心配をされているんですね。当然、今日もたくさん傍聴に来ておられます。これだけこの法案について国民が不安な思いをされているんですね。それを、後、これからどういうこの委員会が流れになって、どういう方向で進んでいけるのか私は知りませんが、もう強行採決とか突破とか、この参議院では、是非常識の府ではやめていただきたい。十分にそのことを申し上げておきたい。

質問の一つに、また、この法案についてはやはり大切な重要な点がたくさんありますが、特に私は気になることをここで再度確認と、しっかりと大勢の方々の前で責任ある大臣が御回答をいただきたい、このように思いますが、それは第三者機関、この問題について再度、各政党からそれぞれの質問がありますが、我が党としてももう一度

しっかりとこの部分を確認しておきたい、こういうふうに思っております。

まず、四党協議で、本法案成立後、施行までに、附則九条の独立した公正な立場において検証する、そして監察することのできる新たな機関として、内閣府に情報保全監察に関する機関を政令により設置することが確認されたこととありますが、政府としていかに新たな機関を設置しようとしているのか、これは官房長官にお聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(菅義偉君) 政府としては、四党協議の結論に従いまして、本法案成立後、施行までに、まずは内閣府に二十人規模のお尋ねをいただいた情報保全監察室、仮称を設置をし、業務を開始することとしたいと考えています。さらに、その上で、政令又は立法措置が必要な場合には、立法により、できる限り早期に情報保全監察室を局へ格上げすることをお約束をいたします。

独立性の高い第三者機関を設置する必要があると承知しており、したがって、情報保全監察室、仮称の所掌事務として、例えば各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること、各行政機関による個別の特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否を検証及び監察をし、不適切なものについては是正を求めること等、独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関としての業務を想定をいたしております。

○室井邦彦君 官房長官からはっきりとした答えをいただいた。しかし、しかしですね、これ、官房長官、ちよっと私、一言一句の言葉の中に余りにも仮称という言葉が何か非常に多い。この仮称というところは役人の関係とか何か今後のことを考えた上でのそういう文字なのか、ちよっとその辺はもう少し、官房長官らしくしっかりとお答えいただければ有り難い。(発言する者あり)

○国務大臣(菅義偉君) ちよっと、委員長、静粛をお願いします。

○委員長(中川雅治君) 静粛にお願いします。

○国務大臣(菅義偉君) 四党の確認事項の中で仮称ということがうたわれていきますので、私はそのとおり申し述べただけであります。

○室井邦彦君 第二問。四党協議によれば、上記機関よりも高度の独立性を備えた機関への移行についても……(発言する者あり)ちよっと黙っておいて。内閣府設置法等の改正の検討を進める、このことが確認されたことだが、例えば公正取引委員会と同様、高度の独立性を備えた機関に移行するのかどうか。

○国務大臣(菅義偉君) 附則九条の、独立した公正な立場において検証し、及び監察をすることのできる新たな機関とは、法的にも高度の独立性を備えた機関であるべきと考えています。

したがって、内閣府に設置される情報保全監察に関する機関の実際の業務遂行の在り方等を検証しつつ、法的にも……(発言する者あり)ちよっと静粛にしてください。

○委員長(中川雅治君) 静粛をお願いします。

○国務大臣(菅義偉君) 法的にも高度の独立性を備えた機関への移行について内閣府設置法等の改正の検討を進めてまいりたいと考えています。

○室井邦彦君 私は、私見でありますけど、この第三者機関については、また新たなこれだけの法案を作ってもいいな、考えてもいいな、このぐらいのことを私は思っておるんですね。しっかりと官房長官にはこの方向をまた進めていつていただきたい、このように要望をいたします。

三問に当たりますけれども、附則九条に基づき設置をする、独立した公正の立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関は、諸外国の制度、特に米国の省庁間の上訴委員会や情報保全局を参考としつつ、本法案の成立後、施行までに設置するものであるというふうに、昨日、我が維新の会の藤巻議員がこのような質問をいたしました。森大臣、あなたより、昨日、準備室を設けて検討するというふうな答弁をいただいた。検討、検討ばかりであるんですが、どのような、

大臣、あなたはスケジュールを考えているのか、是非お聞きをしたい。

○国務大臣(森まさこ君) 本法案成立後速やかに内閣官房に準備室を設置いたします。そして、この第三者機関については、施行までに、統一基準の原案作成等の本法案の施行準備とともに設置をしたいというふうに考えております。

○室井邦彦君 大臣、内閣法によつてすぐさま設置ということは非常に困難だ、いろいろとあるというところは聞いておりますが、速やかにしっかりと進めていつていただかなくては困る、よろしくその点は十分に申し上げておきたいと思っております。

続きまして、時間もございませませんが、公文書館についてお伺いをしたいと思います。この保存期間満了後、全て国立公文書館等に移管しなければならぬとあります。我が国の公文書館は以前よりも非常に弱体化している、このようなことも聞いております。そういう中で、我が国の国立公文書館の職員数、収蔵能力、この大臣の答えは分かっているわけでありますが、あえてここで少し聞いておかないといけない点があつて、あえてお聞きをします。

そしてもう一点、特定機密が移管される国立公文書館の充実強化は喫緊の課題であることは大臣、あなたも分かっているとおられると思いますが、どのように拡張していくのか、拡充していくのか、その辺の部分をお聞きをして、お願いいたします。

○政府参考人(幸田徳之君) お答え申し上げます。

我が国の国立公文書館の人員、収蔵能力でございませけれども、職員数の定員が現在四十七名、所蔵文書の総書架延長が五十八キロメートルでございます。

本法案によりまして特定秘密に関する文書も公文書管理法の適用を受けることとなり、新たに国立公文書館への移管義務の対象となると承知をいたしております。

このような事務の増大に対応するための施設等の拡充につきましては、今後、文書の数量、予定

時期等を把握しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○室井邦彦君 一言。冒頭申し上げたように、しっかりと野党それぞれの意見を聞いていただいて、強行採決のないように、むしろこの国会を延長するぐらいの気持ちでしっかりと審議をしていただきたい、このようにお願いいたします。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

この秘密保護法案は希代の悪法です。この希代の悪法を二十時間ばかりで成立させるなんて言語道断です。まだまだまだ議論することがある。検討する、検討するばかりじゃないですか。こんなの、やるやる詐欺と偽装表示以上の何物でもありません。ここは国会です。国会に出なかった法案はできないことなんです。やるんだったら国会に法案を出してください。そうでなければ、私たちは認めることはできません。

お手元に資料があります。内閣情報調査室は様々な役所と協議を続けております。例えば、外務省、警察庁、内閣官房、公安調査庁、法務省、議論を続けております。

また、お手元に資料がありますが、内閣情報調査室が内閣法制局に対して……（発言する者あり）じゃ、ちょっと済みません、止めてください。止めてください。止めて、資料を配るから。

○委員長（中川雅治君） 福島みずほ君。

○福島みずほ君 ちよつと……（発言する者あり）じゃ、資料、ええとですね、資料……（発言する者あり）止めてよ。

○委員長（中川雅治君） 福島みずほ君。

○福島みずほ君 内閣法制局に対して、内閣情報調査室は議論をしております。内閣情報調査室とは、二〇一一年九月十五日から二〇一二年十月十二日の間、四十七回審査をしております。この中身などを国会にちゃんと出すべきではないですか。

今日、資料を出しております。例えば、この中身、役所との交渉について見て、ちよつとびつくりしました。薬物の影響に関すること、医師の処

方に従った、これ適性評価の薬物の影響ですが、医師の処方に従った薬物の適正な服用であったとしても、眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合、それにより自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことを示唆しているから、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがある」と評価し得ると。花粉症で医者から処方したのだから眠気とふらつきがある。薬物って覚醒剤じゃないんですよ。これはこれでよろしいんですよ。簡単に答えてください。

○委員長（中川雅治君） どなたに答弁を求めていますか。

○福島みずほ君 資料配付しております。薬物についての解釈がこういう医者が適法に処方したのもでも薬物だと言っております。これはこれでよろしいんですか。

続けて三つ聞きます。インターネットのことに、システムを管理する側が安全管理措置を十分に施さなかったといった不作為により漏えいした場合なんです。これについての行政の回答は、不作為でうっかり漏れたとしても過失責任を問われ得るといふふうに答えています。これだとインターネット業者がうっかり漏らしても、これは十年以下の懲役になる、これでよろしいんですか。

それから、この素案の第七条第二項、その職員になることが予定されている者、新規採用者も含まれるかという役所の質問に、はい、これはそのとおりと。でも、新規採用者、これから採用することを予定している者も適性評価にするのであれば、全員入るじゃないですか。これでいいんですか。

○国務大臣（森まさこ君） まず、配付いただきました資料の何ページかを御指摘いただくと分かりやすいので、よろしくお願いします。

まず、一番目の薬物に関しての御質問でございませうけれども、薬物の乱用及び影響に関する事項を適性評価に当たって評価対象者について調査をすることになっておりますが、これについては、

処方されている薬物を服用することによりどういうことが、眠気等についての効果があるかどうか等の調査も含まれるというふうに考えております。ただ、そのこと一つのみではなくて、これは、適性評価は全ての調査をした上の総合評価であることを申し添えます。

次に、不作為によりうっかり漏えいをしてしまったという場合でございませうけれども、特定秘密の取扱者は、これは適性評価を受けた者がこれが特定秘密ですということを知らされてきちっと取り扱うわけにございませう、この方にとつては、これは過失によって漏えいをした場合にも、これは国家の安全、そして国民の生命にかかわる重大な特定秘密が漏えいをするわけにございませう、これは処罰の対象になります。御指摘のような、インターネット業者がうっかり漏えいをしてしまったという場合は、そのインターネット業者が防衛産業等の特定秘密の取扱者になつていかどうかということにございませうけれども、なつていない場合は大変少ないと思つて、なつていない場合にはそれをきちっと認識をして、いわけでございませう、それを過失により漏えいをした場合には処罰の対象になります。

次に、新規の採用者についてお尋ねがございましたけれども、新規の採用者のうち特定秘密、つまり国の安全にかかわる特定秘密について取り扱うことを予定をされる者については、適性評価の対象になる場合もあります。

○福島みずほ君 これは、システム管理する側が安全管理措置を十分に施さなかったと不作為により漏えいした場合も、過失により十年以下の懲役と書いてあるんですね。

私が申し上げたいのは、今日ここに示しますが、これ一か月分の役所との交渉の中身のほんの一部です。たくさん役所とやっているんですね。これ、全部出してください。内閣法制局と憲法上どんな議論をしてきたか、それぞれの役所とどんな議論をしてきたか、これ、ほんの一部ですよ、これに関して出してください。国会で十分議

論するために必要なので出してください。

○委員長（中川雅治君） 後刻理事会で協議いたします。

○福島みずほ君 じゃ、それと、特定秘密の保護に関する法律案の逐条案、逐条解説があります。これ、私、今日手に入れました。少し古いものですが、私は言いたい。もし、この逐条解説が早く、せめて閣議決定前、閣議決定後に国会に示されていたらこんな空転する議論しなくて済んだんですよ。なぜ、これ出さなかった。早く出せば議論がちゃんと充実できたじゃないですか。重要な書類、こんな書類を何で今まで出さなかったんですか。聞きたい。どうぞ、森さん。

○国務大臣（森まさこ君） 資料の情報のそれは提示要求があれば、それは真摯に対応してまいりたいというふうに思います。

○福島みずほ君 十月末に論点表も出せということとは言っています。論点表やいろんなものが出てきたのは最近です。国会議員の皆さん、論点表も逐条解説も全部あるんですよ。なぜこれ、でも出さなかったんですか。これは重要な法案です。これが全て国会議員に手渡され、国会できちっと審議されない限りこの法案の採決はできないと思つてますが、どうですか。大臣、大臣。

○国務大臣（森まさこ君） 福島委員から請求がございましたことについては、これまで可能な限り御対応をまいりました。検討過程の全ての資料を直ちに公開できないということは御理解をいただきたいというふうに思いますけれども、可能な限り御対応してまいりましたし、これからもしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

○福島みずほ君 いや、これが国会に出されていたら、出すべきだったんですよ、もっと早く。これはきちつと今後全部出して、充実した審議を行うべきだと思つてますが、委員長、よろしいですね。いつまで出しますか、これ。

○委員長（中川雅治君） 後刻理事会で協議いたします。

○福島みずほ君 森大臣、この間、教唆のことに
関して私が質問をしました、独立教唆で処罰をさ
れる。森大臣はこう答弁しました。国会議員が特
定秘密の取扱者に対して、それを犯罪行為たる漏
えい行為を、それを教唆するようなことを行っ
たということになれば、それは構成要件上は該当す
ると思いますと。

とすると、私はこの時点で、東電原発事故の直
後、衛星写真、福島原発のあの映像は秘密だと分
かっているわけです。でも、私は、あれは重要
な、国民が知るべきだと思っている。特定秘密を
持っている公務員に出せ出せと私が迫る、教唆す
る。それは、本人がそう決意しなくても教唆行為
ですよ。この間御答弁されたとおり、構成要件
に該当するというところで間違いないですね。

○国務大臣(森まさこ君) まず、原発事故後のS
PEEDIの情報については特定秘密にはなりま
せん。また、衛星写真についても、衛星写真その
ものの、生のはそのまま国民に提示してもこ
れは分からないものでございますが、この解像度
を変えまして分かるように地図に落とし込んだも
のは、これは特別管理秘密にも当たりませんの
で、これについて出せ出せと要求をしても、これ
は教唆には当たりません。

○福島みずほ君 いや、あなたの答弁、変わるん
ですよ。この間、私は、その写真は特定秘密かと
言ったら、答弁者は秘密に当たると答えました
よ。

私が今日言いたいことは、森大臣が、特定秘密
行為に、国会議員がこの漏えい行為を教唆すれば
構成要件に当たると言っていることなんです。こ
れは教唆に当たって、共謀、扇動に関して、主体も目的
も、そして手段も限定していません。

国政調査権を侵害する。秘密会のことをおっ
しゃいますが、秘密会はハウスの問題です。私た
ち国会議員は、一人一人国政調査権がある。私た
ちは教唆して、機密を持っている公務員に、秘密
かもしれないが出せということを追う。これは全
部、あなたの答弁では教唆行為で構成要件、五年

以下の懲役になるということですよ。よろしいですね。
○国務大臣(森まさこ君) 私は、教唆に該当すれ
ば、それは構成要件に当たるとしようと言いまし
た。しかし、出せ出せと迫ることが教唆になると
は思いません。

教唆というのは、福島委員も法律家でいらっ
しゃるのによく御存じだと思いますけれども、正
犯に犯罪行為を実現するというのを、その決意
を起こさせる程度の唆し行為でございます。これ
を、衛星写真を出せ出せと何回も迫ることは、こ
れは、犯罪行為を犯せ、そしてそれを、犯罪行為
を実現させるということの決意に至るまでの教唆
に該当する行為ではないというふうに思います。

○福島みずほ君 違います。この逐条解説で、教
唆とは、独立教唆は教唆とは異なり、教唆行為、
すなわち、人に漏えい行為等を実行する決意を生
じさせるに適した行為であれば、それだけで独立
犯としての教唆が成立し、教唆行為の結果として
被教唆者が漏えい行為等を実行したことを要しな
いのみならず、実行する決意を抱くに至ったこと
も要しないと書いてあるじゃないですか。

つまり、独立教唆も共謀も扇動も、相手方が別
に、私が出せと出して出すことを決意しなくても
いいんですよ。私が、これは秘密かもしれない
が、重要だから出せと、出してくれとその人間に
迫れば、国会議員だってジャーナリストだって市
民だって市民活動家だって教唆になるじゃないで
すか。

独立教唆で処罰をする、あなたはこれで構成要
件に該当すると言っているじゃないですか。独立
教唆で処罰されるから私たちは問題にしているん
です。国政調査権を侵害すると思いますが、いか
がですか。

○国務大臣(森まさこ君) 今、福島委員がお読み
になったその逐条解説のとおり、私も先ほど御答
弁を申し上げました。つまり、犯罪を実行させる
決意を抱かせる程度の行為をすれば教唆に当たる
んです。そこまでいって教唆に当たる場合は、こ
れは国会議員といえども処罰の対象にしてある

と、教唆犯に当たたる場合はです。

ただ、福島委員が言っているように、出せ出せ
というふうに真剣にこれを言っているということ
は、これは教唆には当たらない、一般の市民も当
たらないということをこれまでも申し上げてきた
とおりでございます。

独立教唆については、今の国家公務員法の守秘
義務違反行為にも独立教唆罪というのはございま
す。幾つも現行法にございます。これで、今まで
国家公務員が国会議員に言われて、出せ出せと言
われたときに、その国会議員が独立教唆罪で捜査
をされたり処罰をされたことは一度もございませ
ん。

○福島みずほ君 違うんですよ。

この秘密保護法案が成立したら、構成要件に
従ったら該当するんですよ。今までなかったから
といって、法律家でしょう、法律に書いてあつた
ら、真摯に出せと言って、それが秘密だと分かっ
ていたら教唆になるじゃないですか。ふざけるな
と言いたいんですよ。

この法案の問題点は網が広いんですよ。ジャー
ナリストだって国会議員だって市民活動家だって
逮捕する、捜索する、そして教唆、共謀も限定が
ないから処罰できる、これが問題なんです。

そして、これ、三十年前に文書を総理大臣が廃
棄すれば文書は出てこない、それでいいです
ね。イエスカノーだけで答えてください、時間
がないですから。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 質問、もう一度お願いし
ます。

○福島みずほ君 三十年以内に、例えば二十五年
で、例えば秘密の指定期間がある。二十五年たつ
た時点で、総理大臣が判断して協議でこの文書を
廃棄するということはできますね。

○国務大臣(森まさこ君) はい、それは当然、こ
の法律も公文書として通常の行政文書と同じです
からできます。

○福島みずほ君 この役所とのやり取り見ている
と、保存についての議論が本当にないんですね。

この法律の欠陥は、何が秘密か分からないことも
ありますが、保存について、今の答弁どおり、二
十五年たつて、十年たつて、五年たつて、廃棄す
れば永久にそれは出てこないんですよ。

森さん、あなたは内部告発者の保護があるから
大丈夫と言いました。でも、内部告発者保護法
は、解雇してはならない、不利益取扱いをしては
ならない、民事上のことで、刑事上の免責はあり
ません。もし内部告発者を保護するのであれば、
この法案に正当な行為で内部告発した場合は刑事
上の処罰にならないと書くべきではないですか。

○国務大臣(森まさこ君) 正当な理由で内部告発
した場合でございますが、それはそもそも特定秘
密に指定されたものが違法な情報であるなど要件
を満たさないものでございますので、処罰をされ
ないのは明白でございます。

○福島みずほ君 これまたふざけるなど言いたい
ですよ。だって、密約だって秘密指定かどうか分
からないと言っているんですよ。だったら、それ
を暴いた人間がその政府の判断で違法とならな
かったら処罰されるんですよ。

この法案は欠陥があります。法律を出し直さな
ければ駄目です。今日、強行採決なんというの
は、希代の悪法、これをやったら駄目です。これ
は民主主義の破壊であり、それをさせてはなら
ないということを強く申し上げ、私の質問を終わ
ります。

○宇都隆史君 自由民主党の宇都隆史です。

本会議も含めると三回目の質問に立たせていた
だいておりますが、本当にいい機会を与えていた
だいてありがとうございます。

それで、私は元自衛官でした。自衛官時代に防
衛秘密を扱う部署にいました。かなり高い機密
を扱う場所の部署にいました。そういう意味か
らいうと、実際に取り扱う者から見れば、こうい
う法律、非常に重要だというのが分かります。実
際に秘密を扱っているからこそ、それを感じるこ
とができます。ただし、一般の皆さんにとつてみ
たら、実際どういような秘密があるのかとかが

分かなければ、やっぱり不安に思うのは、これは当然だと思うんですね。

私は今日、ちょっと質問に入る前に、大臣、三回目の質問ですけれども、やっていただきたいのは、やっぱりこの法案の意義、そして政府の説明責任の重要性、このことについて触れておきたいと思うんです。今、反対の意見、野党側の皆さんのこの慎重審議の意見の中に、大きく論点は三つあると思います。

一つは、表現の自由であるとか言論の自由であるとか、そういうものに対する侵害に本当に当たらないんだらうかと。あるいは、国民の知る権利ですね、これ二つ目、これが非常に大きく制約されるんじゃないんだらうか。そして、三つ目でいえば、権力の暴走です。時の権力者が暴走してこの法案を悪用していくんじゃないかと。

この法律ができ上がると、今言ったようなこの三つの問題点、これが加速度的にそういう悪い方向に行くんじゃないかと、そういうところですよ。ただし、秘密が大切なのは分かっていますよね、その保持が。結局それとのバランスの、これは程度の問題が最終的な議論の……（発言する者あり）ちょっと静かにしてもらえませんか、せっかく国民も聞いているんですから。大事な質問をしているんですから。そこがすごく大事だと思うんです。

ただし、この法律ができたことによって、今言った三つの問題が本当に侵害されるのかということ、今日、インターネットもこれは中継していますし、傍聴者の皆さんももう一度考えてください。何年か前のことを思い出していただきたいんです。（発言する者あり）うるさいよ。

表現の自由とか言論統制、これ物すごく大きなことです。でも、防衛省による通達で、一般人による言論統制、言葉狩り、あるいは情報保全隊、部隊報告等を我々自衛官出身の政治家に求めたのは、一体どこの政権がやったことですか。この法律の前でしよう。起こるんですよ、この法律がなくても。

また、知る権利もそうです。尖閣問題、中国の漁船と海上保安庁の船がぶつかったそのビデオ、これは秘密でも何でもなかった。にもかかわらず、国会は国政調査権に基づいて、知る権利に基づいて要求したにもかかわらず、再三要求したにもかかわらず、時の民主党政権は隠蔽をしました。これが大きく選挙にもかかわったんです。

三つ目、時の権力者の権限の暴走ですね。独走、独裁、これについてもそうです。時の菅政権、菅総理大臣は、民主主義とは期限を切った独裁だとまで言い放って、そしてSPEDの情報を隠蔽して無用の被曝者を増やしました。こういう国民の安全すら自分たちの権限維持、党利党略にするのは、こういう法律ができていない現状でも起こり得るということを、皆さん、分かっていたいただきたいんです。

だからこそ、この法案の意義の第一点目は、今までそういう権力の悪用をされないように、秘密に指定されるものは限定するようにする、これが大事なんじゃないですか。そして、政治家に対しても、今までは罰則規定がなかった、これを、政治家が漏らしたときには政治家自らも身を処する、そういうことでしよう。そして、三つ目は、省庁間同じ基準があると言っているけれども、例えば……（発言する者あり）ないから今作っているんじゃないですか。民主党は、特別管理基準という基準があるから運用でやればいいじゃないかと言われる先生もいた。しかし、現行法においては、防衛秘密はほかの省庁に出せないんですよ。そうしたらNSCで議論できないんじゃないか、だから大事だと言っているんです。

その上で、質問に移ります、森大臣。私は、今言ったようなこの三つの意義をもっともつと説明していく必要があると思うんです。委員の皆さんのお手元に、資料はもう配られていますか。①の資料を御覧ください。陪席の傍聴者の皆さんには配られていないでしょうが、これは日本共産党岡山県女性後援会が配っている漫画の資料なんです。三つの……（発言する者あり）

り）分かりやすいと言われていますけれども、ストーリーで書かれています。

一つは、オスプレイが飛んでいったのを、メールでオスプレイが二機飛んでいきましたと書いただけで逮捕されますとか、あるいは、原発の事故があったときに、原発情報をインターネットで調べたらそれだけで逮捕されるとか、あるいは、公園、そこに通信基地ができるからみんなで嘆願運動しましょうと言ったら逮捕されるとか、こんなのははつきり言っておかしいですよ。

そこで、森大臣にお願いして答弁を求めているんですけど、こういう誤った国民のミスリードを政府が放置していることがやっぱりいけないんですよ。そうすると、どんどんどんどん反対者が増えしていく。間違った事実に関しては適切に指摘をしていく、その姿勢が政府に大切だと思いませんか。

○国務大臣（森まさこ君） 今御指摘があったような、一般市民の方がオスプレイが二機飛んでいきましたというだけを書いて逮捕されるとか、処罰されるとかといったことはありません。

また、原発の事故情報については、これは避難民に適切に開示をされます。開示をされなければならぬんです。このことは国家防災基本計画にあるんです。これを開示をしなかったことがあったということ、御指摘をされています。そのことによつて、国民の皆様が御懸念なんでしょう。

しかし、これは国家防災基本計画で政権を持っている者がこれは開示をしなければならぬ情報です。

この特定秘密保護法案では、そういった住民の避難に必要な情報は特定秘密に指定をされません。指定をされたものが、状況によつてこれは避難に必要なになったときには速やかに解除をされます。ですので、御指摘のような御懸念は一切当たらないということをはつきりと申し上げておきます。

○宇都隆史君 ありがとうございます。

森大臣、こういう説明を国会の審議の中で説明するものもろろん大事ですけれども、やっぱり誤った情報、国民に対するミスリードの記事があったとき等はしっかりと政府として、これは誤った情報ですから、間違ったそういうことに基づいての報道はやめてくださいと言うべきだと思うんです。

二つ目の資料を見てください。（発言する者あり）
静かにしてください。静かにしてください。
○委員長（中川雅治君） 静粛にお願いします。
○宇都隆史君 二つ目の資料を見てください。これは十一月二十二日の東京新聞朝刊です。私の事務所で赤字で囲ったところをちょっと見てください。これはこんなふうに書いているんですよ。脱原発を目指す市民団体がミーティングを開いて、その一人がふと、再処理工場のブルトニウムはどこにどれだけ保管されているんだらうと疑問を口にして、別のメンバーが、じゃ、現地で聞いてみようという気軽に応じた。実際に再処理工場で働いている労働者に聞いてみたが、よく分からないと言われ、そのときにはそのまま終わった。ところが、数日後に家宅捜査され、メンバーは逮捕された。こんなこともあり得ないんです。

森大臣、やっぱりこういうミスリードは絶対にさせないということが必要だと思います。

もう一つ、森大臣、自民党はこの秘密保護に関する法律案のQアンドAを出しています。我々自民党の議員には配られました。しかし、このQアンドA、議員用に作られているんですよ。一般の人に分かりやすいように作られていない。先ほど共産党さんのこの第一の資料を例にしてお話をしましたけれども、やっぱりこういうアニメーションとか漫画とかで分かりやすく伝えるのはすごく必要だと思うんです。是非、二つの提言を今からします。

一つ目は、この特定秘密保護法の対象となる人間は、秘密を取り扱う者、それから防衛関係も含めた実際の一般企業、契約をする、省庁と契約を

する企業で働く方、それから報道関係者等々です
よね。この三者のパターンにうまく当てはめるよ
うな形で、こういう分かりやすいこの秘密保護法
の安全性であつたりとかそういうことを、是非、
法案ができた後でもいいと思うんです、それを
やっていただきたいというのが一つ。

二つ目の提言は、今、有識者であつたりとか、
それから映画関係の関係者、それから弁護士の方
さんとか、いろんなこの秘密保護法に反対する団
体の皆さんの声が上がっておりますよね。ただ
し、この皆さんが安全保障、外交、こういうもの
の専門家かというところ、そうでない場合もある
と、あるいは元外交官の会であるとか、安全保
障に何十年も携わつたOBであるとか、そういう
ところをつくる会から、やっぱりこの法案の必要
性、重要性に対する声も上げていってもらうべき
だと思ふんです。そういう努力も政府としてはす
るべきではないでしょうか。

二つの提言に対して、森大臣の答弁を求めま
す。

○国務大臣(森まさこ君) これまでも誤解に基づ
く御指摘があつたときには、記者会見等で御説明
をしてまいりました。また、国会審議の中でも御
説明してまいりましたが、委員の御指摘を踏まえ
まして、法案成立しましたら、分かりやすい資料
で、またコンメンタール等でしっかりと御説明を
してまいりたいと思ひます。

それから、これまでもお約束をしてまいりまし
たように、十八条で有識者会議を設定いたしま
す。この場所において、各専門家の皆様に来てい
ただきます。これは、今安全保障の専門家とい
ふ方に御提案いただきました。そういう方もち
ろん入りますけれども、やっぱり私は、報道機
関の皆様や御懸念をお持ちの皆様も、それから法律
家の皆様も、先ほど独立教唆がこの法案になつた
らなるんじゃないかというような御懸念もありま
したけれども、独立教唆罪というのは今でも二十
個もほかの法案にあつて、それで国会議員が処罰

をされていくということはないわけでごいます
から、この独立教唆にどういふものがあるかとい
うことも、法律家の専門家の意見も聴きながら、
そして、その有識者会議において国民の皆様に分
かりやすい基準を作り、また分かりやすい解釈を
して、それを公表してまいりたいと思ひます。

○委員長(中川雅治君) 石井浩郎君。(発言する
者多し)

○石井浩郎君 ……(発言する者多く、議場騒
然、聴取不能)

○委員長(中川雅治君) ……(発言する者多く、
議場騒然、聴取不能)

〔委員長退席〕
午後四時八分

本日の本委員会における石井浩郎君の発言の
後の議事経過は、次のとおりである。

○特定秘密の保護に関する法律案(閣法第九
号)

右案は、質疑を終局した後、可決すべき
ものと決定した。

〔参照〕

さいたま地方公聴会速記録

〔本号(その二)に掲載〕

十二月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、秘密保護法制定反対に関する請願(第九一
二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五
号)

一、特定秘密保護法制定反対に関する請願(第
九一六号)

一、特定秘密の保護に関する法律案の情報公開
に関する請願(第九一七号)

一、秘密保護法制定反対に関する請願(第九五
六号)(第一〇二六号)(第一〇二七号)(第一〇

二八号)(第一〇二九号)(第一〇三〇号)(第一
〇三一号)(第一〇三二号)(第一〇三三号)(第
一〇三四号)(第一〇三五号)(第一〇三六号)
一、特定秘密保護法案の廃案に関する請願(第
一〇六三号)

第九一二号 平成二十五年十一月二十八日受理
秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 岐阜県恵那市 遠山信子 外四千
五百十四名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第九一三三 平成二十五年十一月二十八日受理
秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡東秩父村 旭さち子
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第九一四四 平成二十五年十一月二十八日受理
秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 埼玉県東松山市 吉田五雄 外一
万七千八百四十名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第九一五五 平成二十五年十一月二十八日受理
秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 高知市 本山品子 外五千四百四十
三名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第九一六六 平成二十五年十一月二十八日受理
特定秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 東京都小金井市 當麻圭治郎 外
二百八十六名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第九一七七 平成二十五年十一月二十八日受理
特定秘密の保護に関する法律案の情報公開に関す
る請願

請願者 東京都中野区 加室徹 外二名
紹介議員 福島みずほ君

特定秘密の保護に関する法律案(以下「本法案」
という)は、一般国民の知る権利を侵害し、ま
た、一度施行されれば運用次第で一般国民の基本
的人権である、あらゆる表現の自由が侵害される
危険性が高いという疑義が拭いきれない。このよ
うな疑義を抱かせる本法案は、本来、全国民にそ
の検討過程から全てを公開して、広く慎重な議論
がなされた上で審議されるべき性質の法案である
はずだが、パブリック・コメントの募集期間は不
当にも二週間と短く、検討過程の情報公開請求も
全文が黒塗り状態であり、政府が本法案を秘密
裏に成立させてしまおうという意図があると疑わ
ざるを得ない。このような、主権者たる一般国民
を無視した非民主的な立法過程に対して強く抗議
する。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、内閣官房内閣情報調査室に本国会会期中に本
法案の検討過程に作成された全文書の内容を判
読可能な形式で提供させること。

二、内閣官房内閣情報調査室に本国会会期中に本
法案に寄せられたパブリック・コメントの全て
を判読可能な形式で提供させること。

三、内閣官房内閣情報調査室に本国会会期中に本
法案に寄せられたパブリック・コメントについ
てサマリーを作成させ、また、サマリーにはそ
れぞれの意見の定性的な母集団を抽出して、母
集団ごとの統計情報を付すようにさせ、出来上
がった資料の全てを判読可能な形式で提出させ
ること。

四、内閣官房内閣情報調査室に「特定秘密」の定義
の詳細について文書化させ、我々一般国民に明

示すること。さらに、その討議過程を我々に開示させること。

第九五六号 平成二十五年十一月二十八日受理
秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 東京都西東京市 小林妙子 外六十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇二六号 平成二十五年十一月二十九日受理

秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 名古屋市中 荻野高敏 外五千七十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇二七号 平成二十五年十一月二十九日受理

秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 大阪市 佐々木貴美子 外千四百二十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇二八号 平成二十五年十一月二十九日受理

秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 札幌市 仲尾博 外二千八百九十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇二九号 平成二十五年十一月二十九日受理

秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 東京都府中市 金井あつ子 外四千四百九名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇三〇号 平成二十五年十一月二十九日受理

秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 大阪市 赤井博子 外千四百二十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇三一号 平成二十五年十一月二十九日受理

秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 千葉市 藤新太郎 外二千二百七十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇三二号 平成二十五年十一月二十九日受理

秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 横浜市 細見真佐子 外五千五百二十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇三三号 平成二十五年十一月二十九日受理

秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 埼玉県東松山市 山下久美子 外八千九十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇三四号 平成二十五年十一月二十九日受理

秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市 矢野ふみ子 外千

四百二十九名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇三五号 平成二十五年十一月二十九日受理

秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 鹿児島市 大園くみこ 外四千二百五十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇三六号 平成二十五年十一月二十九日受理

秘密保護法制定反対に関する請願

請願者 堺市 尾形景子 外四千二百五十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第一〇六三号 平成二十五年十一月二十九日受理

特定秘密保護法案の廃案に関する請願

請願者 東京都足立区 藤平良祐 外千七百五十名

紹介議員 福島みずほ君

十月二十五日、特定秘密保護法案が国会に提出された。この法案が成立してしまうと国家が情報を独占し市民の知る権利が封じられ、市民全てが監視対象となり、民主的な批判を起こせなくなるなど社会に多大な影響を与えることになる。特定秘密保護法案では、範囲が(一)防衛(二)外交(三)「特定有害行為」防止(四)「テロリズム」防止となっている。しかし、その範囲は曖昧で非常に広く解釈することが可能であり、「国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある情報」という理由によって、首相、外相、防衛相、警察庁長官などの行政長が勝手に秘密を指定し、福島原発事故の汚染水の現状や健康被害の実態など政府にとって不都合な事実が隠蔽されてしまうことになる。秘密とされる期間は、最長五年とされているが、政府の都合で更新は何回でも可能、六十年を超えても「例外七項目」を口実に半永久的に秘密を保持することが可能となる。第三者機関に関しては附則で設置を検討するとされているにすぎない。秘密とされた事項に関しては国会審議も全面非公開となり、情報漏えいがあれば国会議員も懲役刑を受けることとなる。政府が勝手に指定する特定秘密を漏らした国家公務員を始め、その情報を求め関わったジャーナリスト・市民にも懲役が科されることになる。どの情報が秘密であるかすら「秘密」とされるため、情報開示への萎縮をもたらす。威嚇効果は大きく、知りたいたい願う市民の活動が抑圧され、逮捕・拘留・家宅捜査などへの恐怖から情報公開での普通の情報も開示されなくなる。さらに、適性評価の名の下、全市民が国家の監視対象となる。こうした懸念を背景に最新の世論調査では、国民の五割以上が法案に反対し、その世論調査でも七割から八割が慎重議論を求めている。福島公聴会では全陳述者が法案に反対・慎重議論を求めた。

ついでには、次の事項について実現を図られた

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

都合な事実が隠蔽されてしまうことになる。秘密とされる期間は、最長五年とされているが、政府の都合で更新は何回でも可能、六十年を超えても「例外七項目」を口実に半永久的に秘密を保持することが可能となる。第三者機関に関しては附則で設置を検討するとされているにすぎない。秘密とされた事項に関しては国会審議も全面非公開となり、情報漏えいがあれば国会議員も懲役刑を受けることとなる。政府が勝手に指定する特定秘密を漏らした国家公務員を始め、その情報を求め関わったジャーナリスト・市民にも懲役が科されることになる。どの情報が秘密であるかすら「秘密」とされるため、情報開示への萎縮をもたらす。威嚇効果は大きく、知りたいたい願う市民の活動が抑圧され、逮捕・拘留・家宅捜査などへの恐怖から情報公開での普通の情報も開示されなくなる。さらに、適性評価の名の下、全市民が国家の監視対象となる。こうした懸念を背景に最新の世論調査では、国民の五割以上が法案に反対し、その世論調査でも七割から八割が慎重議論を求めている。福島公聴会では全陳述者が法案に反対・慎重議論を求めた。

ついでには、次の事項について実現を図られた

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

一、国家が情報を独占し、市民の「知る権利」を封じる危険性のある特定秘密保護法案を廃案にすること。

平成二十五年十二月二十四日印刷

平成二十五年十二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F

ですね。

そしてまた、もう一方で、先ほど申し上げたとおり、化学学校というところは、我が国唯一、特定物質を防護のための研究ということで製造をすることが許可をされている施設でございますので、今までは、自衛官の、自衛隊中の法律と、そしてまた個人、隊員一人一人の良識に基づいて、その守秘義務といいますが、そういうものできちんと管理をされてきたものも、実は、じゃ今後、本当に今後の隊員も同じように、今までのOB、先輩と同じような形で守秘義務を守っているかどうかというものについては何の保証もないわけですね。

ということからしても、こういう外国との関係においてもこういう枠組みがまずは必要であるということと、そしてまた、個別具体的な事案ではございますけれども、特定物質の保護ということに関しては、確実にこういう枠組みがなければ今後は守つていけないのではないかというふうに思っております。以上が私の意見です。よろしくお願いをいたします。

○団長(中川雅治君) ありがとうございます。次に、伊東公述人にお願いたします。伊東公述人。

○公述人(伊東寛君) 私は、株式会社ラックというところのサイバーセキュリティ研究所の所長をしております。要するにサイバー攻撃ですね、今皆さん御案内の、それに関する対策を打っている企業、その研究所長をやっております。

今日、いい機会をいただきましたので、まず一国民として、そしてそのサイバーセキュリティに対する専門家としての観点から、この法案について考えたことを述べさせていただきますと思います。

結論的には、この法案は必要であらうとは思っております。ただ、個人的に、ささいな点では疑問は持っております。それも後で述べさせていただきます。

まず、一般論として言えることは、もう御案内だと思えますけれども、秘密を守れない人に秘密を渡す人はいないということで、答えは決まっていると思っております。むしろ、今までこのような法律がなかったこと自体が国民の私としては非常に驚きでもあり、今回、自民党の皆さんがこれをやったのだと喜んでおります。

ささいなことはおいておきまして、次に、自分がサイバーセキュリティの専門家という立場から、御参考になるかもしれないことを述べたいと思います。

まず、現状、サイバー攻撃等いろいろなことが言われていますが、現実、日本は皆さんが思っている以上に大変な状況にあります。

ここ数年間でサイバー攻撃に関する大きな事件というところ、三年前の大手防衛産業さんの情報が出たというところが新聞に出たぐらいしかないので、が、実際は、よく新聞見ていると、二面、三面にシステム故障とかいろいろなものが出ています。そして、サイバー攻撃の最も恐ろしい点は、誰がやっているか分からないということとか、それから、やっていること自体がそもそも気が付かない、そして最後に、やられていることが分かってもみんながそれを言いたがらないという、ここで実は我が国が対策が遅れてしまっている大きな原因がございます。

これはこの後の話につながると思いますが、私も、私が民間企業のセキュリティの企業としてたくさんさんの企業さんのサイバー事件を承知しておりますが、どこの会社も、絶対それを外で言うてくれるなど言っております。今日実はこの埼玉にどういう関係があるかということをお願いいたします。

ですけど、実はそれも言えないというのが、ちよつと一種のギャグになってしましますけれども、守秘義務があるんです。どこの会社さんが私のお客様か言えないわけでありまして。

その中で自分が体験した例を言うと、まず、サイバー攻撃を受ける前に、おかしいといって呼ばれて行っているわけですが、おかしいといっている

てみると、本当におかしいわけです。そして、この法律に直接関係ないかもしれないけれども、よく調べると、実は去年一年間に私たちが扱ったそういう事案の三分の二は、一年以上前から攻撃を受けてその企業さんに入られていました。逆に言えば、入られて一年間気が付かない企業さんがたくさんあるということです。

そして次に、それを入れたことに気が付いた処置なんですか、困ったことに、担当者の方が言わないでくださいと。上司に怒られる、それもありません。でも、一番問題なのは、会社の情報、その恥ずかしい情報が漏れると株価が下がったりして大変だということ、箝口令をしかけてしまいます。そのために国全体に警報が上がっていきないうのが、今サイバー攻撃を取り巻く日本の状況なわけです。

このことを打ち砕くために、実は日本の政府はやってくださっているんですね。それでは、隠してしまつては警報が上がらないので、そういうことをみんなに伝えて、情報共有をして、そしてアラートを上げましょう。その仕組み、実はございます。が、それがうまく機能しているかという面で私は不安を持っています。

つまり、企業さんから見れば、今までは隠していた、でも、国の機関がそれを集めて集約してまいてくれるよという仕組み、実はできているんですが、でも、そこから漏れたら一体どうなるんだろうか、もし国の機関に正直に言ったことが漏れてしまつたら、その民間企業の信用は下がり株価が下がり大変なことになるのは、やっぱり人間的には恐れているわけですね。

というわけで、ある事柄、秘密を共有するためには、その秘密を渡す相手が本当に心から信頼できなければどんな仕組みも機能しない、これが、私がこのセキュリティ企業にいて最も感じることであります。

この法案について、私が最初に述べましたように、もし例えば外国の政府が日本との関係でこの秘密を教えてあげなければ日本の安全にかかわる

など思ったとしても、それを私たちの国が守れないと思つたら果たして渡してくれるでしょうかという普通の疑問があつてしまるべきで、今回そういうことでこれが出たんじゃないかと私的には解釈しているところがあります。

したがって、この法案については、是非進めていきたいし、むしろ、遅過ぎたのではないかと。実は、さつき最初に言いました、これから後、ちよつと小さな疑義があります、それ言いますけれども、小さな疑義があつたとしても、遅過ぎたのではないかと。本当にそう思っています。ですから、まずこの法案をよく審議していただいて通していただきたいというのが、国民あるいはサイバーの専門家としての私の観点です。

あと少しだけ時間がありますので、ちよつと気になつている点について、先生方にちよつとお話したいと思っております。

それは、一つは、国の安全保障に著しい支障に関する法律ですね、これ。国の安全保障に著しい支障を与えることに対する法律なのに、罰則が十年以下というのは私的には軽過ぎるんじゃないかと思つてはいるんですが、いかがなものなんでしょうか。国の安全保障ですよ。普通の犯罪だつたら、十年、二十年、あるいは、物を盗みました、僕分かりますけど、国の安全保障なのに、十年以下というのは軽過ぎるような気が私は思っています。まあ皆さん、審議されて妥当な線だと思つてはいるのかもしれませんが、僕の感覚はそうです。

それからもう一つ、これは、私もマスコミ等を見て、うん、そうかもしれないと思つてはいるんですが、チェック機能ですね、これについては先生方にお考えいただきたいと思つています。

確かに、行政がこの仕組みをつくるのは絶対必要で、そして、その行政の仕組みが必要なきに、それをチェックする機能が要るときに、今、私の理解では、行政の中でチェックがクローズするようには感じられます。本来であれば、日本国、三権分立で、あと司法と立法があるんです

から、それぞれがチェック機能を持つべきで、国会及び裁判所がそれぞれこういう秘密に関するものに対するチェックを掛けるべきではないかと私は思っています。

ただし、もしそれを今すぐやれと僕が思っている、私でも分かるのですが、では、国会の信頼に對するところはどうなっていますか、裁判官の皆さんに對するところはどうかになりますかというの、この法律には入っていないわけでありまして、それは多分、今後検討していただく必要があるのではないかなと、このように思っているところであります。

以上で私の意見を終わりたいと思います。

○団長(中川雅治君) ありがとうございます。次に、山崎公述人をお願いいたします。山崎公述人。

○公述人(山崎徹君) 埼玉弁護士会所属の弁護士で、山崎徹と申します。

本日は、秘密保護法についての意見表明の機会をいただき、ありがとうございます。

ただ、この公聴会が決まったのは昨日で、私が公述人となることの決まったのも昨日の夜の十時というところで、今日は午前の法律相談をキャンセルし、午後の会議もキャンセルし、大変無理をして来たわけですが、何の前触れもなく突然、地方公聴会を実施して、果たして国民の声を聞いたと言えるのかどうかについては疑問を持っています。

内容に入りますが、まず第一に述べたいことは、民意は秘密保護法に反対しているということ

です。
この法案は、パブリックコメントで八〇％近い反対を受けた法案で、多くの国民が反対ないし慎重審議を求めた法案です。日本新聞協会などのマスコミ界、日本弁護士連合会を始めとする法曹界はこぞって反対を表明し、反対の声は学者、研究者、文化人、NGOなど各分野に広がって、海外からも批判の声が出ています。衆議院での強行採決の後、廃案を求める声は更に拡大し、首都

東京においても、全国各地でも連日のように反対の運動が展開されています。

私は弁護士十九年目で、これまでも弁護士会の会員として様々な法案にかかわってきましたが、この法案ほど多種多様な人たちが反対の声を上げたことはなかったと思います。民意は秘密保護法案に反対しているわけです。国民主権の下、議会は民意を反映するものでなければなりません。そのような議會を指して議會制民主主義と言いますが、もしこの法案を参議院でも強行採決するということになれば、それは議會制民主主義の破壊であり、良識の府としての参議院の存在価値もなくなると思います。

第二は、秘密保護法案の軍事法としての側面です。

この法案は、憲法解釈の変更によってアメリカとの集団的自衛権行使に踏み切ろうとしている安倍政権が、その環境づくりとして安全保障會議、日本版NSC設置法案とセットで国会に提出したものです。

その構造は、日本版NSCという四大臣会合を安全保障に関する司令塔に据え、ここに同盟国であるアメリカや各省庁からの情報を集中させて、安全保障に関する実質的な政策決定を行う、そして、その際、特定秘密保護法によって、担当大臣が国民に知らせたくない情報を特定秘密にしてしまふということ。特定秘密となった情報を漏えいした公務員や、これを取扱し又は取得しようとした国民に厳罰を科します。四大臣が安全保障に関する情報を独占し、主権者である国民はもちろん、内閣の他の大臣、国会議員さえも情報の共有から排除されるわけです。戦前の大本営を再び創設しかねない重大な危険をはらんでいると思います。

しかし、アメリカとの軍事同盟強化のために国民の知る権利が犠牲にされてよいはずはないと思います。日本は、軍機保護法、国防保安法、治安維持法などによる政府の情報統制によって侵略戦争に突き進んだ戦前の歴史的経験を持っています。

す。民主主義の根幹である国民の知る権利が奪われるとき、国民は国家をコントロールできなくなり、国家は行くべき道を誤るのではないでしょう

か。
第三は、秘密保護法案の情報統制法としての側面です。

特定秘密の指定要件は、①当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であること、②公になっていないこと、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であることとされています。

別表には、防衛について十二項目の事項、外交について五項目の事項、特定有害活動の防止について四項目の事項、テロリズムの防止について四項目の事項が掲げられています。その範囲は、防衛、外交など全般を網羅しており、極めて広範です。

このような要件の下で特定秘密の指定がなされるとすれば、例えば、防衛に関する事項については防衛大臣の一存で、外交については外務大臣の一存であらゆる情報を隠蔽することができるようになるでしょう。国民の知る権利は、行政機関の長の一方的な秘密指定によって根こそぎ奪われることになります。

原発事故情報は、原子力規制委員会の委員長が、テロリズムの防止に関して、テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究、これに該当すると判断すれば特定秘密の指定対象となります。

森まさこ担当大臣も法案審議の中で、警察における原発の警備の実施状況は秘密指定の対象であると答弁しています。原発の警備の実施状況に関連するとして、原発事故の情報が特定秘密にされない保証はありません。

ところで、現在、私は、福島地方裁判所に係属している原発被害からの原状回復、それと損害賠償を求める裁判の弁護士団に入っています。原告は二十名を超えています。この裁判において、原告

は東電に對し、津波に関するシミュレーションと津波の安全評価に関する文書、これの開示を求め、裁判所も東電に文書を出すようにと勧告を發しました。本年十一月十二日のことです。しかし、東電は、十一月二十八日付けで文書の提出を拒否する回答をしてくれました。このような東電の対応は、自らに都合の悪い情報は国民の前に明らかにせずとことん隠すという、東電の企業体質を示しています。原告らは、特定秘密保護法ができた場合、原子力規制委員会がこれらの文書を特定秘密として、東電の対応にお墨付きを与えることになるのではないかと、このことを大変危惧しています。

第四は、秘密保護法案の国民監視法としての側面です。

法案は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる行政機関の職員や適合事業者の従業員に對して行う適性評価を設けています。そして、適性評価における調査事項として、特定有害活動・テロリズムとの関係事項、犯罪・懲戒の経歴、情報の取扱いに関する非違の経歴、薬物の濫用・影響、精神疾患、飲酒、経済状況を定めています。これらの調査事項は、プライバシー性が極めて高い事項です。しかも、これらの事項の調査が公安警察による日常の監視に置かれる監視社会になる危険が極めて大きいのではないのでしょうか。

このことと関連して指摘しておきたいのは、法案第十二条のテロリズムの定義の中に、国家若しくは他人に政治上その他の主義主張を強要することという文言があることです。私は、この文言を初めて読んだときに具体例が思い浮かばず、一時、金曜日に行われている官邸前の原発ゼロの集会かとも思いましたけれども、あの集会には国会議員の方々も参加しているので、そんなことはないだろうというふうに考えました。しかし、この間、自民党石破幹事長がブログで、反対を大声で叫ぶのはテロ行為とその本質において余り変わりないと書いたことで、ここでのテロリズムは、そ

の対象がデモやパレード、市民集会、宣伝をしな
がらのビラ配りなどに及んでくる可能性があると思
うようになりました。

先週の日曜日には、私の地元川越駅頭で、弁
護士、市民ら三十名ほどで、マイクで宣伝をしな
がら、秘密保護法案に反対する日弁連のチラシを
配りました。マイクの音量は大きいです。秘密保
護法ができたら、他人に政治上その他の主義主張
を強要することと判断されてしまうかもしれませ
ん。市民運動がテロとみなされ、国家に監視され
る社会、そんな社会を生み出してはいけなと思
います。

このほかにも、刑罰法規に独立共謀罪、教唆、
扇動があつて、刑罰の構成要件が不明確で罪刑法
定主義に反するなどの問題がありますが、時間の
関係もありますので、最後に、秘密保護法が国民
の知る権利を根こそぎ奪う人権抑圧法であるこ
と、それゆえに秘密保護法は廃案にすべきである
ことを指摘して、私からの発言といたします。
以上です。

○団長(中川雅治君) ありがとうございます。
以上で公述人の方々の御意見の陳述は終わしま
した。

これより公述人に対する質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○北村経夫君 自由民主党の北村経夫でございま
す。

本日は、三人の公述人の方に、師走の忙しい
中、そして急な呼びかけにもかかわらずお集まり
いただきまして、ありがとうございます。ま
た、お三方それぞれの立場で、専門的な立場から
貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

御承知のとおり、この特定秘密法案というのは
国民の間で大変注目されている法案でございま
す。この国会においては、法案が提出されまし
て、衆議院で四十五時間近くの審議、参議院でも
その後審議が続けられてきております。昨日は三
人の参考人招致を国会で、委員会で行いました。

そして今朝、午前中は総理出席の下、熱心な審議
が行われたわけでございます。

そして、一連の衆参の審議の中で、国会におけ
る与野党問わず共通した理解というのは、やはり
国家には守らなければならない機密があるとい
う、その点については共通の理解があるというふ
うに私は思っております。しかし、報道機関の調
査を見ておきますと、この法案に対する反対とい
うものも強いものが、多くの方が反対してい
しゃる、これも事実でございします。その意味で、
しつかりと国民の皆様の中にこの様々な不安や懸
念があることを踏まえまして、本日はお三方から
いろいろな意見をちょうだいしようという委員会
の意思によつて参つた次第でございします。

昨日、アメリカのバイデン副大統領と安倍総理
との会談が行われました。その中で、中国による
防空識別圏の設定について、日米が緊密に連携
し、対応していこうということが確認されたわけ
でございします。御存じのとおり、中国は突然、一
方的に現状の変更をしようとして防空識別圏の設
定を行ったわけでございしますけれども、これは民
間航空機の安全も脅かされ、そして東シナ海の安
全保障環境というのは一気に緊張してまいしま
した。今も自衛隊の皆さんは日々緊張の連続で任
務に当たっているわけでございします。

日本の安全保障政策を振り返ってみますと、戦
後、東西冷戦が続いてきたわけでございしますけ
れども、この東西冷戦も一九八九年に終わったわ
けでございします。しかし、東アジアにおいてはま
だこの東西冷戦構造というものが存在している。
いうことで、日本の安全保障環境は、十年、二十
年前とは様変わりしているわけでございします。そ
して、この東シナ海をめぐる緊張度というのは
年々強まって、先ほど触れましたように、中国の
防空識別圏の設定によつて更に緊張が高まってい
るわけでございします。

そうした安全保障をめぐる情勢の変化を認識す
ることが、この特定秘密保護法案の必要性を理解
する上で、私は大変重要な意味があるというふ

うに思っているわけでございします。先ほど、川上
公述人、伊東公述人からその種のことを述べられ
ましたけれども、まさにその安全保障と日本の
国、国民の安全を守るためにこの特定秘密保護法
案というものが出されたというふうに私は理解し
ているわけでございします。

そして、戦後、日本は専守防衛という、そうい
う政策を取ってまいりました。その前提となるの
は日米の同盟関係であるわけでございしますけれ
ども、やはりこの今の状況を考えますと、自衛隊が
収集するだけではなく、アメリカやあるいはイギ
リスといった西側諸国との情報も必要になってく
るわけでございします。とりわけ日本とアメリカと
の情報共有というのは、日本の安全保障にとつて
欠かせないわけでございします。

やはり、この情報という、この重要性というも
のを認識した上で、日本という国が、外国あるい
は危険な団体、個人に情報が漏れることによつて
国民の安全が脅かされるようなことがあつてはな
らないと思うわけでございしますけれども、まず川
上公述人、先ほど語る化学兵器の防護の専門家と
して述べられましたけれども、今の日本をめぐる
安全保障環境というのはどういうふう認識してい
らっしゃるか、お聞かせください。

○公述人(川上幸則君) 総括的なことはなかな
か、私、全般が見れるわけではございせん。な
か、自分の正面のところに限って申し述べさせて
いただきますと思ひますが、今、世界の中で注目
されているのはやっぱりシリア情勢であり、そし
てまた北朝鮮のところに、我が国との間では中国
との関係がありますけれども、私の正面ではシリ
ア情勢であり、そしてまた北朝鮮の問題が多くあ
ると思ひます。特に北朝鮮は、今般、十二月十日
にはノーベル平和賞を受賞したOPCWにシリア
は加盟しましたけれども、北朝鮮はまだ加盟して
いないということもございします。

そういう国が化学兵器あるいは核兵器、そうい
うものを保持しているんだらうというふうに巷間
言われているわけですが、例えば米国にし

るあるいは欧州にしろ、いろいろな国が意図を
持つて新しい化学剤を開発をしているという、そ
のような報道もございします。そういうものは、日
米あるいは欧州も必死になって新しい化学剤がで
きているんではないかという研究をしております
が、例えば米国、欧州がそういうものの研究を進
めたとして、じゃ、そういう情報を我々に下さい
と言ったときに、このような枠組みがなければ、
我々として、自衛隊として、あるいは国家として
国民を守っていく、そういうことが不可能になる
のではないかなというふうに思います。

先生の御質問には的を射なかつたかもしれませ
んけれども、私の正面ではそんなことを考えま
す。

○北村経夫君 ありがとうございます。

伊東公述人にお伺いいたしますけれども、サイ
バー攻撃の点でございしますけれども、これは近年
急速にその危険性が高まっているわけでございま
すけれども、サイバー攻撃をやはり、本日、国家
戦略会議というNSCが発足いたしました。そう
した中で、このサイバーテロというものの対して
もここであるような戦略を練っていく、対策を
練っていくということになっております。このサイ
バー問題、テロというのは今だけ日本を
脅かしているか、先ほど触れられましたけれど
も、もう少しお話しただければと。

○公述人(伊東寛君) まず、一般にサイバー攻撃
というものは認識として三つあると考えていま
す。

一つ目が、情報を盗むものです。これが二〇一
一年の大手防衛産業の事件で出ましたけれども、
あのようなものは本当に氷山の一角で、たくさん
行われています。実は、私の会社自身がそういう
企業さんのセキュリティを守る立場にあるの
で、あれは本当に氷山の一角で、小さい会社なん
かでたくさん日本の技術情報が取られています。
これが本当なんです。そのことに気が付いていな
いということ自体が、もうそもそも大問題とい
う。まず、日本の技術情報が取られているという

ことが一つ目の、我が国の国益を失っていますよという一つ目。

二つ目が、実際に攻撃されている例があります。それは、ホームページの書換えという方法で、例えば主義主張、日本の官庁のホームページを書き換えて、相手にとって都合のいいことをどんどん述べるだとか、そういう攻撃があります。そして、それに付随して、実際の攻撃として、金品を奪うという攻撃も実際に行われています。これはどちらかというと、テロというよりはサイバー犯罪の範疇だと思いますけれども、これがまたたくさん起こっています。

しかし、先ほど述べましたように、企業さんたちは自分の企業がサイバー攻撃を受けて、実は、例えば顧客情報を盗まれる。で、盗まれて、返してほしければお金をよこせという恐喝があるやに思いますが、恐喝に屈してしまった企業はお金を払ってしまう。そうすると新聞に出ない。同じ企業がひどい目に遭う。たまに腹をくくって恐喝に屈しないと、大きく報道にそれが出て、株価が下がる。そのようなことが実際に起こっています。これもまた日本の企業はたくさんやられています。そして、その多くが日本じゃなくて外国の勢力ではないかと見ております。これも日本の安全保障にかかわる問題です。

そして三つ目が、実は一番新聞等に出ていないことなんですけれども、将来の攻撃に備えた調査活動というのが行われている節があります。これは証拠がないのですけれども、というのは、さっき言ったようにサイバー攻撃が非常に巧妙なので、やられているかどうか自身が分からないんで、何か変だなど。でも、私の分析ではそれは、将来本気で、例えば日本のシステムインフラですね、例えば電力のシステムだとか交通網をどおんとシステムダウンさせるために日々そのシステムの状況を調べているという活動がありまして、それをたまにやり過ぎると不具合が発生するというのが多発しているやに思います。これについての警報がほとんど上がっておりませんので、これも

また心配なところであります。

まとめますと、今、日本に対するサイバー攻撃、それも外国からのものは、実際の情報を取ることで、プロパガンダや書換え、そして業務妨害、そして将来の本格的な侵攻に備えたサイバー上の調査活動、これが行われています。が、その危機感が日本全体で共有されていない。そういう状況にあると思っております。

○北村経夫君　ありがとうございます。安全保障の観点から極めて今厳しい状況にあるというのがよく分かりました。ありがとうございます。

そして、山崎公述人は、国民の知る権利について言及されました。これもまさに国民の皆様の大きな御懸念となっている点でございますけれども、特定秘密の指定範囲が際限なく広がるのではないかと懸念、あるいは、指定する秘密が政府あるいは大臣によって恣意的に拡大解釈されるのではないかとというようなことも、御懸念もあると承知しております。

先ほど、原発の問題で触れましたけれども、原発の警備、これは、実施計画等は特定秘密になり得るということでありましてけれども、同じく森大臣は、これまで公表されている情報というのは、これは特定秘密に指定されないというふうな答弁しているわけでございます。もちろん、T P P交渉等、その辺も特定秘密指定にはならないわけでございますけれども、そういった拡大解釈の懸念が消えないのは、まだ政府の答弁が国民の皆様浸透していないのではないかとというふうには思っております。

そして、知る権利について、本法案では、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由を十分配慮するというふうに記載されたわけでございます。私もマスコミにありましたので、その辺、要するに取材が萎縮するのではないかと懸念、その辺も考えてみるのでありますけれども、この法案では、著しく不当な方法によるものでなければ特定秘密を手直し報道しても罰せられないというふうになっております。その取得行為

についての条文は、取得するに当たって暴行を加えたり、脅迫、施設への不正侵入、通信傍受、不正アクセスがあった者は罰せられるとあります。私の感覚からいうと、そもそもこういった行為、著しく不当な方法というのは刑法に引っかかるわけでありまして、常識的にはそのような取材はしない。私もしてこなかった。そういうことで、私はもう少しこの知る権利ということはこの法案と絡めて冷静な議論が必要だと思っておりますけれども、その点、もう一度山崎公述人の御意見を伺いたいと思います。

○公述人(山崎徹君)　知る権利を保障することと安全保障に関する情報を守ることと二つの要請があると思うんですけれども、そのバランスをどう取るかという問題で、この法案はちよつと立て付けに問題があるのではないかなというふうに思っています。構造が、行政機関の長が安全保障に関係があるというふうに思えば、判断すれば、それを秘密に指定し、その秘密の指定が妥当かどうかを判断する機会もなく、何が秘密になったのかを検証する機会もないというこの枠組み自体が、やはりそもそもの出発点が妥当ではないというふうに考えます。その結果として、私が言ったように、知る権利が根こそぎ奪われるんではないかという懸念につながってくるわけです。

○北村経夫君　時間が参りましたので、終わりにします。どうもありがとうございました。

○石川博崇君　公明党の石川博崇でございます。本日は、三名の公述人の先生方、大変にお忙しい中、また急なお呼び立てにもかかわらず、このように御出席をいただきましたこと、私からも改めて感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

今、国民の皆様の大変に関心の高いこの特定秘密保護法案、充実した審議の中で国民の生命、財産、そして国益を守るためにいよいよものに仕上げていきたいという思いで私どもとしても審議に臨ませていただいておりますし、また私どもも公明党、

与党として法案提出前の修正過程にも臨ませていただいた次第でございます。

私自身は、元外務省の職員として様々な外交情報にも携わってきた人間でございます。外交交渉を行うに当たって、当然でございますが、我が国の手のうち、カードをどういうふうにか切っていくか、あるいは内部でどのようなすり合わせをしてその交渉に臨むか、そういったことがその交渉相手に事前に知られるようなことになっては、当然そのような交渉というのは成り立たないわけでございます。

また、情報のやり取りをするに当たっては、グ・アンド・テークというものもございます。先ほど伊東公述人がいみじくもおっしゃられましたけれども、秘密を守れない人に対して秘密を提供する人はいないということもござります。また、他国から情報を得る際に、例えばA国から情報を得る際に、この情報はB国又はC国には絶対に提供しては困るという前提の下で得られる情報というのがあるのも事実でございます。

さらには、外交上非常に重要な国民の生命、財産を守る上で、在外邦人、在留邦人の生命を守っていかねばならない。今年、アルジェリアで大変痛ましい事件がございました。そういった現地の情勢を得ていく中で、様々な当事者との接触、また意見交換、内戦状況の地域であれば政府当局とも、あるいは反政府当局とも接触し、情報を手ししていかねばならない。どういった人とは接触し、どういった時点で、どういった場所や情報入手しているか、そういったことを明かすわけにはいかない。そういった外に出すことのできない外交機密というのが、これはもうどのような国家であれ有しております。

行政というのは、外交あるいは防衛、さらには治安機関、様々なそうした情報の、膨大な情報の中で国民の生命、財産を守るために日々奮闘しているわけでございます。企業も当然企業利益を確保するために企業秘密というのがあるように、行政にもそういった国家機密、行政上の秘

密、保持しなければならない秘密というものがあ
ります。

そういう意味で、今回の特定秘密保護法案とい
うものは国民の生命、財産を守るために必要な法
案だと私も考えておりますが、他方で、国民の皆
様方から大きな懸念のあります、先ほど山崎公述
人からも御指摘のございました国民の知る権利と
のバランスをどう確保していくのか、これは非常
に重要な課題でございます。国民の知る権利、そ
してそれに寄与する報道関係者、取材の自由、そ
して報道の自由、これを正当な業務行為であれば
罰せられないという修正も盛り込ませていただい
たわけでございますが、果たしてこうしたことで
十分なのか。さらには、指定の期限、どのように
持つていくことが適切なのか。あるいは、今後有
識者と会議も関与をした上で運用基準を作成し
ていくことになってまいります。

こうした中で、三人の公述人の先生方からまず
お伺いをしたいと思いますのは、今回、特定秘密
というものを、安全保障を国の存立にかかわる外
部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保
障することと定義をした上でこの特定秘密とい
うものを指定するということになっていくわけでご
ざいます。何をこの特定秘密としていけばよい
のか、その運用基準をどのように作っていけばよ
いのか。行政府のそれぞれの長が、行政機関の長
が指定するに当たって恣意的に指定してしまうん
ではないかという懸念もございます。一体
どのような情報であれば極めて機微な情報として
このように厳格に管理し、運用していく必要があ
るのか、その運用基準について、それぞれ情報を
取り扱っておられる専門家の公述人の先生方から
御知見をお伺いできればと思います。

○公述人(川上幸則君) 中身的にはなかなか難し
い御質問だと思いますけれども、やはり法律の目
的にあるところの、先ほど先生がおっしゃられた
国益、そういうところに最終的には物差しを置い
て、その尺度でそれぞれのとき、そのときのその
時期、そのときの行政機関の長の方が判断をされ

ていくという、本当に基本に立ち返ったようなこ
との回答しかできませんけれども、そういうこと
になるのではないかなというふうに思います。あ
くまでも国益が中心になるのではないかなとい
うふうに思っております。

○公述人(伊東寛君) 運用基準ということでした
ので、二つあると思います。一つは、ニーズ・
ツー・ノウですね。誰がそれを知るべきかとい
うことについてのニーズ・ツー・ノウをはっきりさ
せるということになると思います。

多分、問題は、じゃ、誰がそのニーズ・ツー・
ノウを決められるのかというところがあると思う
ので、そこが多分知恵の絞りどころだと思うので
すが、それは多分知恵を絞って決めて、そして二
つ目、チェック機能ですね。おのずとそのチェッ
ク機能を別に持つていくことによって、さっき
言ったニーズ・ツー・ノウが適切かどうか、そう
いう部分をチェック機能でやるという仕組みを持
てばいいと思っております。それがさっき、冒
頭、私の陳述で申しました横からの串刺しで、立
法あるいは司法からチェック機能を何かの仕組み
に入れるべきだろうというところにつながつてお
ります。

○公述人(山崎徹君) 私は反対の立場ですので、
特に運用基準についてどう言うつもりはござ
いません。

ただ、安全保障の問題に関する秘密をどう守る
かという点について言うと、秘密法制が全くない
わけではなくて、国家公務員法の秘密に関する規
定であるとか自衛隊法、あるいは刑事特別法、M
D A秘密保護法など秘密保護法制はこれまであ
って、それでどうしても不都合だという事実が今ま
であつたのかという点、それはなかったものではな
いかと思うので、私はそういう意味で、今までの
秘密保護法制の枠内で対応できるのではないかな
というふうに、そういうふうに考えています。

○石川博崇君 ありがとうございます。
もう一つ、これは川上公述人と伊東公述人から
お伺いをしたいんですが、情報の有効期限という

ことについてお伺いをしたいなというふうに思っ
ております。

今回の法案上は、特定秘密の指定期限をまず原
則五年と定めた上で、五年ごとに延長が可能な仕
組みとなっております。当然、延長に当たって
は、当初の指定要件というものを厳格に満たした
上で延長が可能になり、かつ、通算で三十年を超
えないという原則が定められております。

なかなか一概に言いにくいものではあるうかと
思いますが、技術の発展、そういったものの中
で、その秘密に関する指定の有効期限というもの
をどのように見ていく必要があるのか。国民の皆
様方からの懸念としては、永遠に秘密とされてし
まい、そして、歴史上価値ある、歴史学者の方々
なんかも検証したいと思ってもその歴史を検証で
きないんじゃないかというような、できなくなる
のではないかというような懸念もございます。

この辺について、特に大量破壊兵器についての
御知見のある川上公述人、そしてサイバー情報に
ついての御知見のある伊東公述人から、その有効
期限というものについて御見識をお聞かせいた
だけますでしょうか。

○公述人(川上幸則君) これも極めて難しいと思
いますけれども、個別個別の対応が必要になるん
じゃないかというふうに思います。

例えば、先ほど申し上げましたとおり、化学学
校で特定物質を製造していますと。例えば、国民
の方がよく知っているサリン、そういうものの製
造法を、五年たつたら、じゃ、オープンにするの
かと、十年たつたらどうなんだと。これはもしか
すと永遠にそういうものはオープンにすべきで
はない、そういう秘密もございますすよね。

あるいは、国と国との関係においても、事象が
進んでしまえばもうそれを秘密にしておくと、先ほ
ど石川先生がおっしゃられたとおり、外交交渉が
済んでしまえば、もうそれが終わってしまうこと
もうそれはカードとして切れなくなるということ
になれば、またそれはそれでもう極めて短時間の
間の秘密の指定ということになると思います

で、やはりそれは、先ほど申し上げたとおり、国
益というところにフィードバックをさせて、それ
が国家国民に対して影響があるうちはやはりずつ
と秘密の指定をしておくということで、一概に何
年ということを含括的に決めるといふのはかなり
困難ではないかなというふうに思われます。

以上です。
○公述人(伊東寛君) この期間については、私の
感覚では当然あるべきだと思います。これは私た
ち国民というかですね、さっき山崎先生は国民は
皆反対しておっしゃっていったようですけれど
も、少なくとも私の会社で反対している人はい
ないです。つまり、そうなんです。私たちのみな
は、こういう秘密を守るのはみんな要るよねと
言っています。ただ、懸念はあります。それは山
崎先生がおっしゃったとおりです。だから、その
懸念については明らかにするように、国会の皆さ
んがよく審議してくださいと思います。

その中で、この期限というのがまさにその国民
の懸念を払拭する一つの鍵ではないかと思うわけ
であります。つまり、期限がなければ、もし恣意
的に行政が自分の都合の悪い、恥ずかしいこと
を隠しても、永久に隠し通せると思えば、多分悪い
ことをする閥値は下がります。でも、何年か置き
に必ずそれが暴露される可能性があるとなれば、
おのずと運用にブレーキが掛かるのが人間だと思
います。したがって、まずこれは必要だと思いま
す。あるべき、あつた方がいいではなく、必ずあ
るべきと私は考えております。

あとは、じゃ、その期間なんですけれども、こ
れが国の安全保障にかかわるといふ観点からすれ
ば、やはり余り短いのはいかかと思うので、現在
の法律で五年置きに見直す、そして最長三十年ま
では認めて、それでもというときにはもう一度判断
するというこの考え方は、私はとても良いと思っ
ています。

一点だけ言うとすると、その行政が自分のやつ
を延長した挙げ句にまた内閣でやる、行政が三十

年の判定をすることが本当にいかがなものかとは考えておりますが、御質問にありました期間についてはあるべき、そう思います。

○石川博崇君　ありがとうございます。

最後に、三名の公述人の先生方から情報の管理の在り方について伺いをしたいというふうに思います。

今回、特定秘密を指定した上で極めて限定的な人物、人間に対して、この特定秘密にアクセスできる人物を限定的にするわけでございますが、その人物に対しては適性評価というところを行うことになっております。この適性評価についても様々な懸念が示されることもあるわけでございますが、当然このような国家の安全保障にかかわるような機微な情報漏えいを防止していく必要もあります。極めて厳重に管理していく必要もございします。それぞれ情報というものに携わってきた皆様方として、この情報の管理の在り方というものをどのように思われるか。

そして、山崎公述人も弁護士としてクライアントとの関係での情報というものも取り扱っておられるかと思えます。そうした情報の管理の在り方、そういった観点からの御知見でも結構でございます。今回の適性評価の側面も含めて御所見をいただければ幸いです。

○公述人(川上幸則君)　やはり情報の管理と申しますとハードとソフトの面があるというふうに思っております。

一方で、そのハードの面の、例えばこの部屋に入らない、セキュリティを確保するですとか、あるいは情報のいろいろな端末の機材にいろいろなソフトを入れていくとか、そういうことはこれから技術の発展とともにいろいろなことができるんだと思いますが、最終的に残るのはやっぱり人の意識、秘密を扱う者の、その人間がどのようにその秘密を取り扱っていくのか、そしてまたそれを、まあ悪い言葉で言えば漏えいしてしまうのかということになれば、やはりその扱う人の意識、更にその人の教育、そういうことにかかわ

てくるのではないかなというふうに思われます。以上です。

○公述人(伊東寛君)　情報の管理の中の人物の適性評価、これは答えは多分ないんだろうなと思います。

実は正直に言えば、私はこの法案に書いているやつでさえ十分ではないかなと思っております。というのは、人は変わるので、通り一遍にそのときのその人の環境とか、まして親戚がどうだというのを調べたからといって、その人の心根がそのときどうだ、そして何年後に変わるか、あるいは恐喝されるかもしれない。そこまで考えれば、人間のその部分まで縛る、縛るといってか担保できるような審査というのは、単なる身元調査では済まないのではないかなと私は思っています。

ただ、それは当然、やり過ぎることは問題があるのは分かっていますので、さつき一瞬口ごもったように、難しいというのは認めます。

○公述人(山崎徹君)　適性評価に関する問題なんですけれども、国会での議論を見ていても、その適性評価に関する調査を誰がするのかというのがどうも見えてこなくて、簡単に質問するのなら職員がやればいんだろけれども、それ以上の調査について、外務省ないし防衛省に調査要員がいるわけでもないでしようから、そうすると、私さつき触れましたけれども、公安警察に頼むのかという問題も出てきますし、しかし、公安警察に頼む根拠が法案上あるのかないのかもよく分からないという、こういうちょっと漠とした状況の中で適性評価が語られているのは若干問題かなというふうに思っています。

○石川博崇君　ありがとうございます。

○大門実紀史君　お忙しい中ありがとうございます。日本共産党の大門実紀史でございます。

まず一言申し上げたいのは、今回のこの地方公聴会の開催、その強引な決めに厳重に抗議をしておきたいというふうに思います。ただし、この重大な法案に対して、先ほどございましたけれども、国民の八割は反対か慎重審議というふう

なっているにもかかわらず、国民の皆さんの意見を聞く機会が余りにも少ないという点がありますので、この機会をポイントすべきではないという判断から、ここに出席して質問をさせていただきます。

山崎公述人に伺いますけれども、私は、この議論を、私は法律の専門家ではありませんけれども、ずっと聞いていて、何か基本的な勘違いがあるのではないかなと思っているんです。

本法案、先ほどもありましたけれど、一応、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分配慮しなければならないというような、配慮しなきゃいけないというようなことがあるわけですね。しかし、この知る権利とか取材の自由、今日もマスコミたくさん来られていますけれど、こういうものは、権力の暴走を許さない、コントロールするための大変重要な、大変基本的な重要なことであって、それを配慮の対象というふう

に、何かこういう訓示規定で済ますようなところそのものが何か大きく勘違いしているんじゃないかと。そういう軽いものではないというふうに思っておりますし、これは憲法二十一条との関係、あるいは今までの判例の関係からいって、こういう報道又は取材の自由、知る権利というのはかなり重いものではないかと。

まずそこをきちっと押さえた上で、国の必要な機密をどうするかという議論にならなければいけないのに、逆さまになっているんじゃないかと私思うんですけれども、山崎公述人の御意見を伺いたしたいと思います。

○公述人(山崎徹君)　人権保障やそれに対する制約についてどういうアプローチをするかということなんですけれども、憲法の体系上、人権は国政の上で最大の尊重を求められているわけですから、基本的に、憲法二十一条で知る権利が保障されている、その知る権利は最大限保障されなければならぬ。だけれども、一方で、あの秘密保護の必要性があるから、どこまで知る権利がぎりぎり制約されているのかという、こういうアプロ

チが本当に必要なだけだけれども、それが逆転して、まず安全保障、秘密ありき、知る権利には配慮しますよと、こういう思考回路になると、やっぱり発想が逆転、憲法の立場とは逆転してしまっているのではないかなという考えを持っています。

○大門実紀史君　私は、被災地福島には何度も行っているんですけれども、今先生からあった福島の問題で損害賠償の裁判の弁護団もやられているということで、様々なことをあの原発事故についてお考えかと思えますけれども、私はこの問題一番懸念したのは、原発事故情報が特定秘密というふうにされたときに何が起こるんだろうと。

今までも、これまで公表したものは公表するなということをやっていますけれども、今までも全部公表してきたわけじゃないんですよね、事故情報というのは。そういう、ある原発でアクシデントが起きたと、それを公表するとテロの対象に、ターゲットにされやすいと、ウィークポイントだと、知られるとテロのターゲットにされると、だから公表しないと、秘密にするというように、なことが平気で行われたら、その安全がいつまでもなおざりになるということもあるわけですし、そういう点でいくと、まだ今収束もしていませんけれども、この原発事故を考えると、これが起きた経過を考えると、この秘密保護法は私は本当に廃案にすべきだと思いますけれども、先生のお考え、山崎公述人のお考えを聞きたいと思

います。

○公述人(山崎徹君)　原発事故情報に関して、森担当大臣は、それは特定秘密の対象とならないというふうに答弁しています。ただ一方で、警備に関するものについては、原発の施設について対象となる余地があるというような言い方をしているんですけれども、ちよつとそここの線引きがはっきりしないという。要するに原発関係の問題がテロと関連があるということであれば、それがちよつとどこまで広がっていくのか分からない。法律が一旦できれば、その法律を解釈し適用するのは

森担当大臣ではありませんから、法律に携わる行政機関の長がその法文の読み方としてどういう読み方ができるのか、ここが重要な点だろうと思います。

そういう意味では、今の法案の条文では原発情報もそこに含まれる可能性がありますし、既に公表しているものについては特定秘密にしないというものの、じゃ公開していいものについてはどうなんだ。先ほど私が述べた原発訴訟の中では、原発事故の津波のシミュレーション、それから津波に対する安全評価状況、これは、今まで公表してはなくて、しかも裁判でも、裁判所が出してくださいますというのに出さないと決まっている、じゃこれはどうなんだろうと、様々、問題があるわけです。

そういう点で、森大臣の一応の答弁はありましたけれども、それだけではどうも納得がいかない状況なのではないかなというふうに思っています。

○大門実紀史君 次に、適性評価の問題で川上公述人に伺いたいと思うんですけども、実は先日、我が党の仁比聡平議員が国会でこのことを具体的に聞いたんです。そしたら、特定秘密を扱う者は行政も民間も区別なく、銀行あるいは病院、そういう情報も全ての団体にプライバシーが照会をされて、それに答える義務があるということまで明らかになってきているんですけども、これは、ここまで来ると、さすが、まあ自衛隊員の中にもいろいろいらつしやると思いますが、このまですべてプライバシーを全部照会して把握されるというのは、いかがお考えでしょうか。

○公述人(川上幸則君) 先生の質問にまた正面からお答えになっているかどうか分らないんですけども、これはまた先生に釈迦に説法だと思いますが、日本の自衛隊というか安全保障の組織の中では、例えば旧軍は造兵廠というのを持っております。ところが今は、防衛関係の企業が、一般の企業が入札という形で防衛装備品を納入を

して、それが戦力になっております。

それを考えたときに、防衛装備品を開発をしていくその人たちは一般の企業人なわけですね。そういう方たちが、例えば今、私が先ほどから申し上げているようなNBCに関する防護の装備品に關して、全く、じゃ、何の枠組みというか網も掛からずに、自由に企業のために、企業の利益のためにそういうものを扱っていくかというところ、多分そこはかなり違うんだろうなと思います。そういうことからこういう枠組みというののやはり必要なんではないかなというふうに、先生の御指摘の質問とはちよつと外れてしまったのかもしれないけれども、そのように考える次第でございます。

○大門実紀史君 山崎公述人に伺いますけれども、前提として何が秘密かを行政の長が、政府が決めてしまふということの前提でいくと、こういう適性評価でプライバシーがほとんど把握されてしまふというのは大変これ基本的な権から大問題だと思えますが、いかがお考えでしょうか。

○公述人(山崎徹君) 適性評価の調査対象事項が極めてプライバシーにかかわる部分が含まれていて、それに対して国家が調査するということ自体がプライバシー侵害ということになります。プライバシー侵害が全て違法になるわけではありませんが、プライバシーの権利を基本に据えると、そのプライバシーが制約されていい理由があるのかどうか、これを厳しく問わなければなりません。その厳しく問うところでの法案でプライバシーを制約する理由があるのかどうかというふうに考えれば、それは私はないというふうに考えています。

○大門実紀史君 山崎公述人の最後のところ、ちよつと時間が少なくてお話が若干できなかったのかわかりませんが、今の関連もあるんですけども、刑罰の構成要件が大変不明確だというのがありますね。例えば、この法律に抵触したというところで起訴されたら、山崎先生が弁護されると。弁護しようにも、刑罰の構成要件ですか、

これがもう勝手に向こうが決めていて、向こうがやっている。これ、弁護のしようがないような事態に陥るんじゃないでしょうか。

○公述人(山崎徹君) 刑罰の構成要件が普通の犯罪と若干違う部分がありまして、普通の犯罪は、まず実行行為があつて、それに対して共謀であるとか教唆であるとか扇動であるとかいう形で処罰ができていなくて、この法案については、実行行為がなくても独立して共謀、教唆、扇動が処罰できると、こういう立て付けになっているわけですね。そうすると、共謀とか教唆とか扇動とかというのは、これは基本的に会話ですから、こういう会話がなされたら犯罪は成立するのから、これは全く漠とした曖昧な構成要件になっているわけです。

罪刑法定主義というのは、国民に刑罰を科す際には、何が犯罪で何が犯罪でないのか、これが明確でなければならぬという、この要請にこの法案はこたえられていないかなという、そういうふうに考えています。

○大門実紀史君 最後に伊東公述人に伺います。様々御意見がある議論が続いてまいりましたけれども、国会でも、この法案に修正したり協力してきた政党まで、もう今こまで来ると、もういかにもちよつと、実はあした採決みたいな話があるんですけども、ちよつと幾ら何でも、まだ理解も、いろいろな不明な点もあると、もつと慎重審議をすべきというのが大きな意見になってきています。国民世論でも八割は、伊東さんの会社はちよつと知りませんが、国民全体はちよつと八割ぐらいが世論調査でも出てくるわけですね。私はちよつと意見がいろいろまだ違うところはあつても更に慎重審議をすべきだと、あした採決とかあさって採決というような問題ではないだろうと思ひますけれども、そのもつと慎重にやるべきではないかと、徹底的にもちよつとときちんと議論すべきではないかという点はいかがお考えでしょうか。

○公述人(伊東寛君) 大枠そういう考えもあるん

ですけれども、一番最初に言つたように、私は、もう遅過ぎているんじゃないかというのが一番根拠にあるために、遅過ぎるんじゃないか、だから、この法律に關して言えば、懸念はあるんですけども、早く遅過ぎたあれを取り戻して、そして更にもつと大事なこと、例えば別の法律で定めるとかやっていたら埋めていく、それをやっていたらいいんじゃないかと思つています。

だから、今足りないのは、国民に対する説明がなくて不安をおおられてから、調査だと八割に見えますが、それは私の勘では、反対しているんじゃないで、不安、懸念、よく知りませんということじゃないでしょうか。だから、そこをクリアにしたいので、それはちゃんとこれから決めますというのがあれば変わるんじゃないかというの、済みませんが、私の意見であります。

○大門実紀史君 時間になりました。そういう懸念があるからこそ、あした、あさつてとかいうことをやるべきじゃないかと思つているわけでございます。

○回長(中川雅治君) 以上で公述人に対する質疑は終了いたしました。

この際、公述人の方々に一言御礼を申し上げます。皆様には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。(拍手)

これにて参議院国家安全保障に関する特別委員会さいたま地方公聴会を閉会いたします。

(午後四時四十六分開会)